○無線設備規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は変更部分）

改正案	現行
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（同上）
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
第一節　中波放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第二十七条―第三十三条の九）	第一節　中波放送を行う放送局の無線設備（第二十七条―第三十三条の九）
第一節の二　短波放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十三条の十―第三十三条の十八）	第一節の二　短波放送を行う放送局の無線設備（第三十三条の十―第三十三条の十九）
第二節　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十四条―第三十七条の二）	第二節　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備（第三十四条―第三十七条の二）
第二節の二　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二の二―第三十七条の七の二）	第二節の二　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備（第三十七条の二の二―第三十七条の七の二）
第二節の二の二　超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の七の三―第三十七条の七の七）	第二節の二の二　超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の七の三―第三十七条の七の七）
第二節の三　標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の八―第三十七条の十五）	第二節の三　標準テレビジョン音声多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の八―第三十七条の十五）
第二節の四　標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の十六―第三十七条の二十）	第二節の四　標準テレビジョン文字多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の十六―第三十七条の二十）
第二節の四の二　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十の二―第三十七条の二十の六）	第二節の四の二　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十の二―第三十七条の二十の六）
第二節の四の三　音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十の七―第三十七条の二十の十）	第二節の四の三　音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十の七―第三十七条の二十の十）

第二節の五　一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）

第二節の六　削除

第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）

第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）

第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）

第二節の九　削除

第二節の十　Ｇ七Ｗ電波一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う

第二節の五　一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）

第二節の六　高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、高精細度テレビジョン音声多重放送又は高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の六）

第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局（衛星補助放送を行うものを除く。）の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）

第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）

第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）

第二節の九　Ｇ七Ｗ電波二、六三〇ＭＨｚを超え二、六五五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する超短波放送を行う放送衛星局及び衛星補助放送を行う無線局並びに当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十二―第三十七条の二十七の十四）

第二節の十　Ｇ七Ｗ電波一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う

衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十五―第三十七条の二十七の十七）

第二節の十一　Ｇ七Ｗ電波一二・二ＧＨｚを超え一二・七五ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）

第二節の十二～第九節　（略）

第五章　（略）

附則

（地上基幹放送局等に適用する規定）

第三条の二　地上基幹放送試験局、衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局と通信を行う地球局には、その放送の種類に応じて地上基幹放送局、衛星基幹放送局又は衛星基幹放送局と通信を行う地球局に関するこの規則の規定を適用する。ただし、地上基幹放送試験局、衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局と通信を行う地球局のうちこの規則の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

（緊急警報信号発生装置）

第九条の三　緊急警報信号発生装置は、次の各号の条件に適合する緊急警報信号を発生するものでなければならない。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）において別に定めるものについては、この限りでない。

放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十五―第三十七条の二十七の十七）

第二節の十一　Ｇ七Ｗ電波一二・二ＧＨｚを超え一二・七五ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）

第二節の十二～第九節　（同上）

第五章　（同上）

附則

（放送局等に適用する規定）

第三条の二　放送試験局、放送試験衛星局及び放送試験衛星局と通信を行う地球局には、その放送の種類に応じて放送局、放送衛星局又は放送衛星局と通信を行う地球局に関するこの規則の規定を適用する。ただし、放送試験局、放送試験衛星局及び放送試験衛星局と通信を行う地球局のうちこの規則の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

（緊急警報信号発生装置）

第九条の三　緊急警報信号発生装置は、次の各号の条件に適合する緊急警報信号を発生するものでなければならない。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）において別に定めるものについては、この限りでない。

一　周波数偏位方式により変調されたものであつて、マーク周波数が一、〇二四ヘルツ及びスペース周波数が六四〇ヘルツであること。この場合において、周波数の許容偏差は、それぞれ（±）百万分の一〇とする。

二　位相は、周波数偏位時において連続していること。

三　伝送速度は、毎秒六四ビツトであること。この場合において、伝送速度の許容偏差は、（±）百万分の一〇とする。

四　歪率は、五パーセント以下であること。

五　構成は、別に告示するところによるものであること。

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一　地上基幹放送局の送信設備（二の項に掲げるものを除く。）	五	一〇
二　短波放送（A三E電波を使用するものを除く。）、超短波放送、テレビジョン放送（二の二の項に掲げるものを除く。）、マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備	一〇	二〇
二の二　四七〇ＭＨｚを超え七七〇ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用する場合に限る。）	二〇	二〇
（略）	（略）	（略）

2　テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備のうち、四七〇ＭＨｚを超え七七〇ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

四　（同上）

五　（同上）

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　（同上）

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一　放送局の送信設備（二の項に掲げるものを除く。）	五	一〇
二　短波放送（A三E電波を使用するものを除く。）、超短波放送、テレビジョン放送（二の二の項に掲げるものを除く。）、マルチメディア放送（移動受信用地上放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の二の六に規定する移動受信用地上放送をいう。以下同じ。）に限る。）、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備	一〇	二〇
二の二　四七〇ＭＨｚを超え七七〇ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用する場合に限る。）	二〇	二〇
（同上）	（同上）	（同上）

2　テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備のうち、四七〇ＭＨｚを超え七七〇ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、同項の規

同項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

3　国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局（以下「インマルサット携帯移動地球局」という。）の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち一、六二六・五ＭＨｚを超え一、六六〇・五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置、第四十五条の三の五に規定する無線設備及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節　中波放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十三条の二　この節の規定は、中波放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（変調度）

定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

3　（同上）

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節　中波放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十三条の二　この節の規定は、中波放送を行う放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（変調度）

第三十三条の三　中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の変調器は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　モノホニツク放送を行う場合にあつては、少なくとも九五パーセントまで直線的に振幅変調することができるものであること。

二　ステレオホニツク放送を行う場合にあつては、同一である左側信号と右側信号の和信号（中波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「中波放送の標準方式」という。）第三条第二項に規定する和信号をいう。以下この節について同じ。）により少なくとも九五パーセントまで直線的に振幅変調することができるものであること。

（総合周波数特性）

第三十三条の四　中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合周波数特性は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　モノホニツク放送を行う場合にあつては、一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの変調周波数において、四〇〇ヘルツの変調周波数により五〇パーセントの振幅変調をした場合を基準として、その偏差が別図第一号の二に示す許容限界の範囲内にあること。

二　ステレオホニツク放送を行う場合にあつては、一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの変調周波数において、変調周波数が四〇〇ヘルツである同一の左側信号と右側信号の和信号により五〇パーセントの振幅変調をした場合を基準としたとき、又は変調周波数が四〇〇ヘルツの左側信号又は右側信号によりそれぞれ四〇パーセントの振幅変調をした場合を基準としたときのいずれにおいても、その偏差が別図第一号の二に示す許容限界の範囲内にあること。

2　送信装置の左側信号及び右側信号の入力端子に同一の信号を加

第三十三条の三　中波放送を行う放送局の送信装置の変調器は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　モノホニツク放送を行う場合にあつては、少なくとも九五パーセントまで直線的に振幅変調することができるものであること。

二　ステレオホニツク放送を行う場合にあつては、同一である左側信号と右側信号の和信号（中波放送に関する送信の標準方式（平成四年郵政省令第四号。以下「中波放送の標準方式」という。）第二条第二項に規定する和信号をいう。以下この節について同じ。）により少なくとも九五パーセントまで直線的に振幅変調することができるものであること。

（総合周波数特性）

第三十三条の四　中波放送を行う放送局の送信装置の総合周波数特性は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　（同上）

二　（同上）

2　（同上）

えた場合の当該装置の出力端子における左側信号と右側信号とのレベルの差は、二〇〇ヘルツから五、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても、和信号により四〇パーセントの振幅変調をした場合、一・五デシベル以内でなければならない。

（総合歪率）

第三十三条の五　中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合歪率は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　モノホニツク放送を行う場合にあつては、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの変調周波数により八〇パーセントの振幅変調をしたとき、五パーセント以下であること。

二　ステレオホニツク放送を行う場合にあつては、変調周波数が二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツである同一の左側信号と右側信号の和信号により八〇パーセントの振幅変調をしたとき、又は変調周波数が二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの左側信号又は右側信号によりそれぞれ四〇パーセントの振幅変調をしたときのいずれにおいても、五パーセント以下であること。

（搬送波の振幅変動率）

第三十三条の六　中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の搬送周波数の電流の振幅の変動率は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　モノホニツク放送を行う場合にあつては、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により振幅変調したとき、五パーセント以下であること。

二　ステレオホニツク放送を行う場合にあつては、変調周波数が一、〇〇〇ヘルツである同一の左側信号と右側信号の和信号により振幅変調したとき、五パーセント以下であること。

（総合歪率）

第三十三条の五　中波放送を行う放送局の送信装置の総合歪率は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　（同上）

二　（同上）

（搬送波の振幅変動率）

第三十三条の六　中波放送を行う放送局の送信装置の搬送周波数の電流の振幅の変動率は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　（同上）

二　（同上）

（信号対雑音比）

第三十三条の七　中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の信号対雑音比は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　モノホニツク放送を行う場合にあつては、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により八〇パーセントの振幅変調をしたとき、五〇デシベル以上であること。

二　ステレオホニツク放送を行う場合にあつては、変調周波数が一、〇〇〇ヘルツである同一の左側信号と右側信号の和信号により八〇パーセントの振幅変調をしたとき五〇デシベル以上であり、かつ、変調周波数が一、〇〇〇ヘルツの左側信号又は右側信号によりそれぞれ四〇パーセントの振幅変調をしたとき四四デシベル以上であること。

（左右分離度）

第三十三条の八　中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の左右分離度（送信装置の左側信号又は右側信号の入力端子のうちいずれか一に加えた信号が、当該装置の出力端子において、その一の入力端子に加えた当該信号として現れる出力と他の入力端子に加えた信号のように現れる出力との比をいう。以下同じ。）は、左側信号又は右側信号により四〇パーセントの振幅変調をした場合において、それぞれ、二〇〇ヘルツから五、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても二〇デシベル以上となるものでなければならない。

第三十三条の九　削除

（信号対雑音比）

第三十三条の七　中波放送を行う放送局の送信装置の信号対雑音比は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　（同上）

二　（同上）

（左右分離度）

第三十三条の八　中波放送を行う放送局の送信装置の左右分離度（送信装置の左側信号又は右側信号の入力端子のうちいずれか一に加えた信号が、当該装置の出力端子において、その一の入力端子に加えた当該信号として現れる出力と他の入力端子に加えた信号のように現れる出力との比をいう。以下同じ。）は、左側信号又は右側信号により四〇パーセントの振幅変調をした場合において、それぞれ、二〇〇ヘルツから五、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても二〇デシベル以上となるものでなければならない。

（予備電源装置）

第三十三条の九　放送無線設備には、なるべく予備電源装置を設備しなければならない。

第一節の二　短波放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十三条の十　この節の規定は、短波放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（変調方式）

第三十三条の十一　短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の変調方式は、両側波帯又は単側波帯による振幅変調でなければならない。

（単側波帯送信装置の搬送周波数）

第三十三条の十二　単側波帯により短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置（以下この節において「単側波帯送信装置」という。）の搬送周波数は、当該単側波帯送信装置に係る割当周波数から二・五ＫＨｚ低いものでなければならない。

（単側波帯送信装置の搬送波電力）

第三十三条の十三　単側波帯送信装置の搬送波電力は、一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときの尖頭電力より、六デシベル（十）〇・五デシベル低い値でなければならない。

（単側波帯送信装置が使用する側波帯）

第三十三条の十四　単側波帯送信装置が使用する側波帯は、上側波帯でなければならない。

２　短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の不要側波帯の抑圧は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により送信出力の飽和レベルで変調したとき、希望単側波帯信号値に対して二五デシベル以上

第一節の二　短波放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十三条の十　この節の規定は、短波放送を行う放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（変調方式）

第三十三条の十一　短波放送を行う放送局の送信装置の変調方式は、両側波帯又は単側波帯による振幅変調でなければならない。

（単側波帯送信装置の搬送周波数）

第三十三条の十二　単側波帯により短波放送を行う放送局の送信装置（以下この節において「単側波帯送信装置」という。）の搬送周波数は、当該単側波帯送信装置に係る割当周波数から二・五ＫＨｚ低いものでなければならない。

（単側波帯送信装置の搬送波電力）

第三十三条の十三　（同上）

（単側波帯送信装置が使用する側波帯）

第三十三条の十四　（同上）

２　短波放送を行う放送局の送信装置の不要側波帯の抑圧は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により送信出力の飽和レベルで変調したとき、希望単側波帯信号値に対して二五デシベル以上でなけれ

でなければならない。

（単側波帯送信装置の総合周波数特性）

第三十三条の十五　単側波帯送信装置の総合周波数特性は、一五〇ヘルツから四、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、四〇〇ヘルツの変調周波数により五〇パーセント（一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比）の変調をした場合を基準として、その偏差が別図第一号の二に示す許容限界の範囲内になければならない。

（単側波帯送信装置の総合歪率）

第三十三条の十六　単側波帯送信装置の総合歪率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び三、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて三〇パーセント（一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比）の変調をしたとき、一〇パーセント以下でなければならない。

（単側波帯送信装置の信号対雑音比）

第三十三条の十七　単側波帯送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて八〇パーセント（一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比）の変調をしたとき、五〇デシベル以上でなければならない。

（両側波帯により短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置への準用）

第三十三条の十八　第三十三条の三第一号、第三十三条の五第一号、第三十三条の六第一号及び第三十三条の七第一号の規定は、両

ばならない。

（単側波帯送信装置の総合周波数特性）

第三十三条の十五　（同上）

（単側波帯送信装置の総合歪率）

第三十三条の十六　（同上）

（単側波帯送信装置の信号対雑音比）

第三十三条の十七　（同上）

（両側波帯により短波放送を行う放送局の送信装置への準用）

第三十三条の十八　第三十三条の三第一号、第三十三条の五第一号、第三十三条の六第一号及び第三十三条の七第一号の規定は、両

側波帯により短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置に準用する。

削る

第二節　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十四条　この節の規定は、超短波放送（デジタル放送を除く。以下この節において同じ。）を行なう地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（電波の偏波面）

第三十五条　超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平となるものでなければならない。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（変調信号の許容偏差等）

第三十六条　パイロット信号（超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「超短波放送の標準方式」という。）第四条第三項に規定するパイロット信号をいう。以下この節において同じ。）の周波数は、超短波放送の標準方式第六条第四号に規定する値から（±）二ヘルツをこえる偏差を生じてはならない。

側波帯により短波放送を行う放送局の送信装置に準用する。

（予備電源装置）

第三十三条の十九　第三十三条の九の規定は、短波放送を行う放送局の放送無線設備に準用する。

第二節　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十四条　この節の規定は、超短波放送（デジタル放送を除く。以下この節において同じ。）を行なう放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（電波の偏波面）

第三十五条　超短波放送を行なう放送局の送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平となるものでなければならない。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（変調信号の許容偏差等）

第三十六条　パイロット信号（超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号。以下「超短波放送の標準方式」という。）第三条第三項に規定するパイロット信号をいう。以下この節において同じ。）の周波数は、超短波放送の標準方式第五条第四号に規定する値から（±）二ヘルツをこえる偏差を生じてはならない。

2　ステレオホニツク放送を行なう場合の副搬送波が時間軸と正傾斜で交わる点は、パイロツト信号がその時間軸と交わる点からパイロツト信号の位相において（廿）五度以内になければならない。

（変調度等）

第三十六条の二　超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信装置は、一〇〇パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2　パイロツト信号による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第四条第二項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントから八パーセントまでの範囲内になければならない。

3　ステレオホニツク放送を行なう場合の副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第四条第二項に規定する最大周波数偏移の一パーセントをこえてはならない。

（総合周波数特性）

第三十六条の三　超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合周波数特性は、その特性曲線が、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、総務大臣が別に告示する場合を除き、別図第二号に示す時定数五〇マイクロ秒の理想的プレエンフアシス特性の曲線とプレエンフアシス特性の許容限界の曲線との間（これらの曲線上を含む。）にあるものでなければならない。

2　送信装置の左側信号及び右側信号の入力端子に同一の信号を加えた場合の当該装置の出力端子における左側信号と右側信号とのレベルの差は、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても一・五デシベル以内でなければならない。

2　（同上）

（変調度等）

第三十六条の二　超短波放送を行なう放送局の送信装置は、一〇〇パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2　パイロツト信号による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第三条第二項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントから八パーセントまでの範囲内になければならない。

3　ステレオホニツク放送を行なう場合の副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第三条第二項に規定する最大周波数偏移の一パーセントをこえてはならない。

（総合周波数特性）

第三十六条の三　超短波放送を行う放送局の送信装置の総合周波数特性は、その特性曲線が、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、総務大臣が別に告示する場合を除き、別図第二号に示す時定数五〇マイクロ秒の理想的プレエンフアシス特性の曲線とプレエンフアシス特性の許容限界の曲線との間（これらの曲線上を含む。）にあるものでなければならない。

2　（同上）

（総合歪率）

第三十六条の四　超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信装置の総合歪率は、次の表の上欄に掲げる変調周波数により主搬送波に（ｈ）七五ｋＨｚの周波数偏移を与えたとき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとなるものでなければならない。

変調周波数	総合歪率
五〇ヘルツ以上一〇、〇〇〇ヘルツ未満	二パーセント以下
一〇、〇〇〇ヘルツ以上一五、〇〇〇ヘルツ以下	三パーセント以下

（信号対雑音比）

第三十六条の五　超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により主搬送波に（ｈ）七五ｋＨｚの周波数偏移を与えたとき、五五デシベル以上となるものでなければならない。

（残留振幅変調雑音）

第三十六条の六　超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信装置の残留振幅変調雑音（変調のないときの搬送波に含まれる振幅変調雑音をいう。）は、主搬送波について一〇〇パーセントの振幅変調を行なつた場合に相当する送信機の出力に比較して（一）五〇デシベル以下となるものでなければならない。

（総合歪率等に関する規定の補則）

第三十六条の七　前三条の規定を適用する場合は、五〇マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりデイエンフアシスを行なうものとする。

（左右分離度）

（総合歪率）

第三十六条の四　超短波放送を行なう放送局の送信装置の総合歪率は、次の表の上欄に掲げる変調周波数により主搬送波に（ｈ）七五ｋＨｚの周波数偏移を与えたとき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとなるものでなければならない。

（同上）	（同上）
（同上）	（同上）
（同上）	（同上）

（信号対雑音比）

第三十六条の五　超短波放送を行なう放送局の送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により主搬送波に（ｈ）七五ｋＨｚの周波数偏移を与えたとき、五五デシベル以上となるものでなければならない。

（残留振幅変調雑音）

第三十六条の六　超短波放送を行なう放送局の送信装置の残留振幅変調雑音（変調のないときの搬送波に含まれる振幅変調雑音をいう。）は、主搬送波について一〇〇パーセントの振幅変調を行なつた場合に相当する送信機の出力に比較して（一）五〇デシベル以下となるものでなければならない。

（総合歪率等に関する規定の補則）

第三十六条の七　（同上）

（左右分離度）

第三十七条　超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波に（±）七五ｋＨｚの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても三〇デシベル以上となるものでなければならない。

（補完放送の無線設備）

第三十七条の二　補完放送を行うための無線設備は、第三十七条の七の四から第三十七条の七の七までに規定する条件に適合するものでなければならない。

第二節の二　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二の二　この節の規定は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この節において同じ。）を行なう地上基幹放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備及びマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の三　映像信号搬送波と音声信号搬送波の周波数間隔は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）において規定された値（四・五ＭＨｚ）から（±）一ｋＨｚを超える偏差を生じてはならない。

第三十七条　超短波放送を行う放送局の送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波に（±）七五ｋＨｚの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても三〇デシベル以上となるものでなければならない。

（補完放送の無線設備）

第三十七条の二　（同上）

第二節の二　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二の二　この節の規定は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この節において同じ。）を行なう放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備及びマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の三　映像信号搬送波と音声信号搬送波の周波数間隔は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第三十六号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）において規定された値（四・五ＭＨｚ）から（±）一ｋＨｚを超える偏差を生じてはならない。

２　輝度信号（標準テレビジョン放送の標準方式第七条第一項に規

２　輝度信号（標準テレビジョン放送の標準方式第八条第一項に規定する輝度信号をいう。）及び色信号副搬送波を変調する信号は、指針として、〇・〇五マイクロ秒以内の差で合致しなければならない。この場合、これらの信号のそれぞれの成分についても同様とする。

第三十七条の三の二　色信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン放送の標準方式において規定された値（三・五七九五四五ＭＨｚ）から（±）一〇ヘルツを超える偏差を生じてはならないものとし、かつ、毎秒（±）〇・一ヘルツを超える変動があつてはならない。

２　同期信号の波形の許容範囲は、別図第三号に示すところによるものとする。

（音声送信設備の実効輻射電力）

第三十七条の四　音声送信設備の実効輻射電力は、映像送信設備の実効輻射電力の一五パーセント以上三五パーセント以下でなければならない。

２　総務大臣が別に告示する標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の送信設備については、前項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（音声送信設備の等価等方輻射電力）

第三十七条の四の二　一一・七ＧＨｚから一二・二ＧＨｚまでの周波数の電波を使用する音声送信設備の等価等方輻射電力は、映像送信設備の等価等方輻射電力の七パーセント以上三五パーセント以下でなければならない。

（電波の偏波面）

第三十七条の五　第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送を行

定する輝度信号をいう。）及び色信号副搬送波を変調する信号は、指針として、〇・〇五マイクロ秒以内の差で合致しなければならない。この場合、これらの信号のそれぞれの成分についても同様とする。

第三十七条の三の二　（同上）

２　（同上）

（音声送信設備の実効輻射電力）

第三十七条の四　（同上）

２　総務大臣が別に告示する標準テレビジョン放送を行う放送局の送信設備については、前項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（音声送信設備の等価等方輻射電力）

第三十七条の四の二　（同上）

（電波の偏波面）

第三十七条の五　第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送を行

なう地上基幹放送局の送信空中線に準用する。

（映像送信装置の特性）

第三十七条の六　標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の映像送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　ペデスタルレベルは、搬送波の最高レベルの七五パーセントであること。この場合において、許容偏差は、搬送波の最高レベルの（±）二・五パーセントとする。

二　白レベルは、搬送波の最高レベルの一二・五パーセントであること。この場合において、許容偏差は、搬送波の最高レベルの（±）二・五パーセントとする。

三　黒レベルは、ペデスタルレベルと同じ値であること。この場合において、許容偏差は、ペデスタルレベルと白レベルとの差の値の（一）一〇パーセントとする。

四　連続した二のフイールドを送る時間中における同期信号の尖頭値の変動は、その間の尖頭値の平均値に対しできる限り（±）二・五パーセント以内であること。

五　一、二五〇ｋＨｚ以上の単一の周波数で変調したときの下側波帯の強度は、二〇〇ｋＨｚの周波数で変調したときの下側波帯の強度に比して（一）二〇デシベル以下であること。

六　色信号副搬送波の周波数で変調したときの下側波帯の強度が、二〇〇ｋＨｚの周波数で変調したときの下側波帯の強度に比して、（一）四二デシベル以下であること及び四・七五ＭＨｚの周波数で変調したときの上側波帯の強度が、二〇〇ｋＨｚの周波数で変調したときの上側波帯の強度に比して、（一）二〇デシベル以下であること。

七　総合周波数特性は、別図第四号に示す理想的特性曲線の示す値から次の値までの範囲内にあること。

変調周波数　五〇〇ｋＨｚにおいて（一）二デシベル

変調周波数　一、二五〇ｋＨｚにおいて（一）二デシベル

なう放送局の送信空中線に準用する。

（映像送信装置の特性）

第三十七条の六　標準テレビジョン放送を行う放送局の映像送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

四　（同上）

五　（同上）

六　（同上）

七　（同上）

変調周波数　二、〇〇〇ｋＨｚにおいて（一）三デシベル
変調周波数　三、〇〇〇ｋＨｚにおいて（一）四デシベル
変調周波数　四、〇〇〇ｋＨｚにおいて（一）六デシベル

八　前号の規定によるほか、色信号副搬送波の周波数で変調したときの出力は、二〇〇ｋＨｚの周波数で変調したときの出力に対して六（ｲ）二デシベル低いものとし、かつ、変調周波数の二、一〇〇ｋＨｚから四、一八〇ｋＨｚまでの間においては、出力は、（ｲ）二デシベルを超えて変化してはならない。

九　包絡線波形の遅延時間特性は、変調周波数五〇ｋＨｚから二〇〇ｋＨｚまでの間の遅延時間の平均値を基準として、変調周波数三、〇〇〇ｋＨｚまでは〇マイクロ秒、三、〇〇〇ｋＨｚから四、一八〇ｋＨｚまでの間は三、五八〇ｋＨｚにおいて（一）〇・一七マイクロ秒となるように直線的に変化するものとする。この場合において、許容偏差は、指針として、変調周波数三、五八〇ｋＨｚから二、一〇〇ｋＨｚまでの間は三、五八〇ｋＨｚにおいて（ｲ）〇・〇五マイクロ秒、二、一〇〇ｋＨｚにおいて（ｲ）〇・一マイクロ秒となるように直線的に増大するものとし、二、一〇〇ｋＨｚから二〇〇ｋＨｚまでの間は（ｲ）〇・一マイクロ秒とし、変調周波数三、五八〇ｋＨｚから四、一八〇ｋＨｚまでの間は四、一八〇ｋＨｚにおいて（ｲ）〇・一マイクロ秒となるように直線的に増大するものとする。

第三十七条の六の二　標準テレビジョン放送の標準方式第八条第一項に規定する定輝度化信号処理回路及び適応的エンファシス回路は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　定輝度化信号処理回路の補償量は、赤信号の飽和度が五〇パーセントの場合、〇デシベルから（＋）四デシベル、赤信号の飽和度が一〇〇パーセントの場合、（＋）五デシベルから（＋）十五デシベルまでの範囲内にあること。

八　（同上）

九　（同上）

第三十七条の六の二　標準テレビジョン放送の標準方式第七条第一項に規定する定輝度化信号処理回路及び適応的エンファシス回路は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　（同上）

二　適応的エンファシス回路の補償量は、輝度信号の低域成分が〇パーセントの場合、四ＭＨｚにおいて（＋）二デシベルから（＋）三デシベル、二ＭＨｚにおいて（＋）一デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲内にあること。

（ゴースト除去基準信号発生装置の特性）

第三十七条の六の三　ゴースト除去基準信号を重畳する場合、ゴースト除去基準信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第十条第六項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　ゴースト除去基準波形及びペデスタル波形の〇レベルの許容偏差は、（±）二パーセント以内であること。

二　ゴースト除去基準波形の振幅値の許容偏差は、（±）二パーセント以内であること。

三　ゴースト除去基準波形の幅の許容偏差は、（±）一・〇ｓｃ（〇・二八マイクロ秒）以内であること。

四　ゴースト除去基準波形の立ち上がりにおける振幅値の五〇パーセント点の位置の許容偏差は、（±）一・五ｓｃ（〇・四二マイクロ秒）以内であること。ただし、この値は、長時間の変動に対するものであつて、次のフイールドに対するものではない。

五　ゴースト除去基準波形の立ち上がり特性は、別図第四号の一の二に示す許容限界の範囲内になければならない。

六　ゴースト除去基準波形の立ち下がり時間の変動は、（±）〇・〇五マイクロ秒以内であること。

七　カラーバーストの同期した色信号副搬送波に対するゴースト除去基準波形の立ち上がりにおける振幅値の五〇パーセント点の位置の相対変動は、定常の値から（±）四〇度（三一ナノ秒）以内であること。

二　（同上）

（ゴースト除去基準信号発生装置の特性）

第三十七条の六の三　ゴースト除去基準信号を重畳する場合、ゴースト除去基準信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第八条第六項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

四　（同上）

五　（同上）

六　（同上）

七　（同上）

（識別制御信号発生装置の特性）

第三十七条の六の四　識別制御信号を重畳する場合、識別制御信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第十条第七項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　識別制御信号波形の振幅値の許容偏差は、ペデスタルレベルを〇、映像信号の白レベルを（＋）一〇〇とするとき、（＋）二であること。

二　識別制御信号波形のＢ一後縁の振幅値の五〇パーセント点の位置の許容偏差は、（＋）七一〇ナノ秒以内であること。

三　識別制御信号波形のセットアップレベルの許容偏差は、ペデスタルレベルを〇、映像信号の白レベルを（＋）一〇〇とするとき、（＋）二であること。

（音声送信装置の特性）

第三十七条の七　標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の音声送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　総合周波数特性は、総務大臣が別に告示する場合を除き、変調周波数一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間において、プレエンフアシスを行う場合の七五マイクロ秒の時定数を有する理想的インピーダンス周波数特性曲線から（－）三デシベルまでの範囲内にあること。

二　総合歪率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて（＋）二五ｋＨｚの周波数偏移を行つた場合、五パーセント以下であること。この場合においては、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりデイエンフアシスを行うものとする。

三　信号対雑音比は、変調周波数一、〇〇〇ヘルツによつて（＋）二五ｋＨｚの周波数偏移を行つた場合、（－）五〇デシベル以下であること。この場合においては、前号後段の規定に従い

（識別制御信号発生装置の特性）

第三十七条の六の四　識別制御信号を重畳する場合、識別制御信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第八条第七項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

（音声送信装置の特性）

第三十七条の七　標準テレビジョン放送を行う放送局の音声送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

デイエンファシスを行うものとする。

（補完放送の無線設備）

第三十七条の七の二　音声信号による補完放送を行うための無線設備は、音声信号副搬送波を使用する場合にあつては第三十七条の九から第三十七条の十五まで、データ信号副搬送波を使用する場合にあつては第三十七条の二十の八から第三十七条の二十の十までに規定する条件に適合するものでなければならない。

2　映像信号による補完放送を行うための無線設備は、垂直帰線消去期間における第一四Hから第一六Hまで、第二一H、第二七七Hから第二七九Hまで又は第二八四Hの水平走査期間を使用する場合にあつては第三十七条の十七から第三十七条の二十まで、垂直帰線消去期間における第一〇Hから第一三Hまで、第二七三Hから第二七五Hまで又は第二七六Hの水平走査期間を使用する場合にあつては第三十七条の二十の三から第三十七条の二十の六までに規定する条件に適合するものでなければならない。

第二節の二の二　超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の七の三　この節の規定は、超短波音声多重放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器若しくは録音再生装置の出力端子又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の七の四　多重副搬送波（超短波音声多重放送及び超短

（補完放送の無線設備）

第三十七条の七の二　（同上）

2　（同上）

第二節の二の二　超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の七の三　この節の規定は、超短波音声多重放送を行う放送局のマイクロホン増幅器若しくは録音再生装置の出力端子又は超短波文字多重放送を行う放送局の文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の七の四　多重副搬送波（超短波音声多重放送及び超短

波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式」という。）第三条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下この節において同じ。）の周波数は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第四条第一項に規定する値から（±）八ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2　多重副搬送波が時間軸と正傾斜で交わる点のうち、一つおきの点は、パイロツト信号（超短波放送の標準方式第三条第二号に規定するパイロツト信号をいう。以下この節において同じ。）がその時間軸と交わる点からパイロツト信号の位相において（±）五度以内になければならない。

3　多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第四条第五項に規定する値から（±）〇・〇一パーセントを超える偏差を生じてはならない。

4　固定受信用送信方式（専ら固定受信の用に供する超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の方式をいう。以下同じ。）における多重副搬送波のスペクトルは、別図第四号の二に示す許容値の範囲内になければならない。

5　移動受信用送信方式（超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の方式であつて、固定受信用送信方式以外のものをいう。以下同じ。）における多重副搬送波の変調後に挿入する送信バンドパスフイルタの特性曲線は、別図第四号の二の二に示す許容値の範囲内になければならない。

（変調度等）

第三十七条の七の五　送信装置は、周波数偏移が（±）七八ｋＨｚまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2　多重副搬送波の最大振幅による主搬送波の周波数偏移は、多重

波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十三年郵政省令第二十五号。以下「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式」という。）第二条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下この節において同じ。）の周波数は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第三条第一項に規定する値から（±）八ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2　多重副搬送波が時間軸と正傾斜で交わる点のうち、一つおきの点は、パイロツト信号（超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）第二条第二号に規定するパイロツト信号をいう。以下この節において同じ。）がその時間軸と交わる点からパイロツト信号の位相において（±）五度以内になければならない。

3　多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第三条第五項に規定する値から（±）〇・〇一パーセントを超える偏差を生じてはならない。

4　（同上）

5　（同上）

（変調度等）

第三十七条の七の五　（同上）

2　多重副搬送波の最大振幅による主搬送波の周波数偏移は、多重

副搬送波を変調する信号の時系列順に表した符号が「一」の連続であるとき、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第四条第九項に規定する値の〇パーセントから（一）四パーセントまでの範囲内になければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の七の六　送信装置のアイ開口率（多重副搬送波の直交する二つの副搬送波をそれぞれ変調している二つの信号の波形を超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第四条第五項に規定する伝送速度の二分の一の周波数に同期させて数多く重ねたときにおける「1」レベルの値と「0」レベルの値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。ただし、移動受信用送信方式においては、ステレオ音声信号の左側信号と右側信号との差の信号レベルの値が〇の場合とする。

（総合周波数特性）

第三十七条の七の七　送信装置の総合周波数特性は、変調周波数〇・三ＫＨｚから三・四ＫＨｚまでの間において、プレエンファシスを行う場合の二〇〇マイクロ秒の時定数を有する理想的インピーダンス周波数特性曲線から（一）三デシベルまでの範囲内になければならない。

第二節の三　標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の八　この節の規定は、標準テレビジョン音声多重放送

副搬送波を変調する信号の時系列順に表した符号が「一」の連続であるとき、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第三条第九項に規定する値の〇パーセントから（一）四パーセントまでの範囲内になければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の七の六　送信装置のアイ開口率（多重副搬送波の直交する二つの副搬送波をそれぞれ変調している二つの信号の波形を超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第三条第五項に規定する伝送速度の二分の一の周波数に同期させて数多く重ねたときにおける「1」レベルの値と「0」レベルの値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。ただし、移動受信用送信方式においては、ステレオ音声信号の左側信号と右側信号との差の信号レベルの値が〇の場合とする。

（総合周波数特性）

第三十七条の七の七　（同上）

第二節の三　標準テレビジョン音声多重放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の八　この節の規定は、標準テレビジョン音声多重放送

を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の九　制御信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「標準テレビジョン音声多重放送の標準方式」という。）第八条第一項に規定する値から（±）一〇〇ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2　制御信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条第二項の制御信号をいう。）の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第八条第二項に規定する値から（±）〇・二ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

（変調度等）

第三十七条の十　送信装置は、一〇〇パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2　副チヤネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条第二項の副チヤネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第四項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

3　制御チヤネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条第二項の制御チヤネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第五項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

4　制御チヤネル信号の変調度は、五〇パーセントから七〇パーセントまでの範囲内になければならない。

（総合周波数特性）

第三十七条の十一　送信装置の総合周波数特性は、変調周波数一〇

を行う放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の九　制御信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（昭和五十八年郵政省令第二十三号。以下「標準テレビジョン音声多重放送の標準方式」という。）第七条第一項に規定する値から（±）一〇〇ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2　制御信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条第二項の制御信号をいう。）の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第七条第二項に規定する値から（±）〇・二ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

（変調度等）

第三十七条の十　（同上）

2　副チヤネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条第二項の副チヤネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第四項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

3　制御チヤネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条第二項の制御チヤネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第五項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

4　（同上）

（総合周波数特性）

第三十七条の十一　（同上）

○ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間において、プレエンファシスを行う場合の七五マイクロ秒の時定数を有する理想的インピーダンス周波数特性曲線から（一）三デシベルまでの範囲内になければならない。

2　送信装置の左側信号及び右側信号の入力端子に同一の信号を加えた場合の当該装置の出力端子における左側信号と右側信号とのレベルの差は、一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても一・五デシベル以内でなければならない。

（総合歪率）

第三十七条の十二　送信装置の総合歪率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの変調周波数により音声信号副搬送波に（㈠）一〇ＫＨｚの周波数偏移を与えた場合、それぞれ五パーセント以下となるものでなければならない。

（信号対雑音比）

第三十七条の十三　送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により音声信号副搬送波に（㈠）一〇ＫＨｚの周波数偏移を与えた場合、五〇デシベル以上となるものでなければならない。

（総合歪率等に関する規定の補則）

第三十七条の十四　前二条の規定を適用する場合は、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりデイエンフアシスを行うものとする。

（左右分離度）

第三十七条の十五　送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波にあつては（㈠）一二・五ｋＨｚ、音声信号副

2　（同上）

（総合歪率）

第三十七条の十二　（同上）

（信号対雑音比）

第三十七条の十三　（同上）

（総合歪率等に関する規定の補則）

第三十七条の十四　（同上）

（左右分離度）

第三十七条の十五　（同上）

搬送波にあつては（卄）五ｋＨｚの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても別図第四号の二の三に示す特性曲線の示す値以上となるものでなければならない。

第二節の四　標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の十六　この節の規定は、標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の十七　クロツク周波数は、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。）第六条第四項に規定する値から（卄）一六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

２　文字信号のビツト同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式第九条に規定する時間から（卄）三一ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の十八　水平走査期間におけるデータラインの重畳位置及び文字信号の振幅の定常値は、別図第四号の三に示す許容値の範囲内になければならない。

（スペクトル）

第二節の四　標準テレビジョン文字多重放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の十六　この節の規定は、標準テレビジョン文字多重放送を行う放送局の文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の十七　クロツク周波数は、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十年郵政省令第七十七号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。）第五条第四項に規定する値から（卄）一六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

２　文字信号のビツト同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式第八条に規定する時間から（卄）三一ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の十八　（同上）

（スペクトル）

第三十七条の十九　文字信号の単一パルスのスペクトルは、その特性曲線が、別図第四号の四に示す許容限界の範囲内にあるものでなければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の二十　送信装置のアイ開口率（クロック周波数に同期させて文字信号のパルスの波形を数多く重ねたときにおける「１」レベルの定常値と「０」レベルの定常値とのレベル差に対する「１」レベルの最小値の波形と「０」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。

第二節の四の二　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十の二　この節の規定は、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の二十の三　クロック周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式」という。）第八条第四項に規定する値から（±）十六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

第三十七条の十九　（同上）

（アイ開口率）

第三十七条の二十　（同上）

第二節の四の二　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十の二　この節の規定は、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の二十の三　クロック周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成六年郵政省令第四十七号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式」という。）第一条の六第四項に規定する値から（±）十六ヘルツを超える偏差を生じ

２　データ信号のビット同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十一条に規定する時間から（±）三一ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の二十の四　水平走査期間におけるデータラインの重畳位置及びデータ信号の振幅の定常値は、別図第四号の三に示す許容値の範囲内になければならない。（平八郵令三七・追加、平九郵令四四・旧第三十七条の二十の八繰上）

（スペクトル）

第三十七条の二十の五　データ信号の単一パルスのスペクトルは、その特性曲線が、別図第四号の四に示す許容限界の範囲内にあるものでなければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の二十の六　送信装置のアイ開口率（クロック周波数に同期させてデータ信号のパルスの波形を数多く重ねたときにおける「１」レベルの定常値と「０」レベルの定常値とのレベル差に対する「１」レベルの最小値の波形と「０」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。

第二節の四の三　音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

てはならない。

２　データ信号のビット同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の九に規定する時間から（±）三一ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の二十の四　（同上）

（スペクトル）

第三十七条の二十の五　（同上）

（アイ開口率）

第三十七条の二十の六　（同上）

第二節の四の三　音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）
第三十七条の二十の七　この節の規定は、音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）
第三十七条の二十の八　データ信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第一項に規定する値から（±）〇・七ヘルツ（七〇・八〇四ｋＨｚデータ信号副搬送波の場合に限る。）又は（±）一・〇ヘルツ（一一八・〇〇七ｋＨｚデータ信号副搬送波の場合に限る。）を超える偏差を生じてはならない。
2　データ信号副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第四項に規定する値から（±）〇・〇〇一％を超える偏差を生じてはならない。
3　データ信号副搬送波のスペクトルは、別図第四号の四の二に示す許容値の範囲内になければならない。

（変調度等）
第三十七条の二十の九　送信装置は、周波数偏移が（±）五六ｋＨｚまで直線的に変化することができるものでなければならない。
2　データ信号副搬送波による主搬送波の最大周波数偏移は、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十五条第四項に規定する値から（－）四％、（＋）〇％を超える偏差を生じてはならない。
3　データ信号副搬送波の帯域通過フィルタは、別表第五号に示す減衰特性を有するものでなければならない。

（適用の範囲）
第三十七条の二十の七　この節の規定は、音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）
第三十七条の二十の八　データ信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十四第一項に規定する値から（±）〇・七ヘルツ（七〇・八〇四ｋＨｚデータ信号副搬送波の場合に限る。）又は（±）一・〇ヘルツ（一一八・〇〇七ｋＨｚデータ信号副搬送波の場合に限る。）を超える偏差を生じてはならない。
2　データ信号副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十四第四項に規定する値から（±）〇・〇〇一％を超える偏差を生じてはならない。
3　（同上）

（変調度等）
第三十七条の二十の九　送信装置は、周波数偏移が（±）五六ｋＨｚまで直線的に変化することができるものでなければならない。
2　データ信号副搬送波による主搬送波の最大周波数偏移は、標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十三第四項に規定する値から（－）四％、（＋）〇％を超える偏差を生じてはならない。
3　（同上）

（アイ開口率）

第三十七条の二十の十　送信装置のアイ開口率（データ信号副搬送波の直交する二つの副搬送波をそれぞれ二相位相変調している二つの信号パルスの波形を標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第四項に規定する伝送速度の二分の一の周波数に同期させて数多く重ねたときにおける「１」レベルの定常値と「０」レベルの定常値とのレベル差に対する「１」レベルの最小値の波形と「０」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇％以上でなければならない。

第二節の五　一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十一　この節の規定は、一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局（以下この節において「衛星基幹放送局」という。）の無線設備並びに衛星基幹放送局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、文字信号送出装置

（アイ開口率）

第三十七条の二十の十　送信装置のアイ開口率（データ信号副搬送波の直交する二つの副搬送波をそれぞれ二相位相変調している二つの信号パルスの波形を標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十四第四項に規定する伝送速度の二分の一の周波数に同期させて数多く重ねたときにおける「１」レベルの定常値と「０」レベルの定常値とのレベル差に対する「１」レベルの最小値の波形と「０」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇％以上でなければならない。

第二節の五　一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十一　この節の規定は、一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局（以下この節において「放送衛星局」という。）の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、文字信号送出装置から送信空中

から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（標準テレビジョン放送の標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。第三十七条の二十六の三及び第三十七条の二十七の三において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（電波の偏波）

第三十七条の二十二　衛星基幹放送局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）となるものでなければならない。

（許容偏差）

第三十七条の二十三　映像信号及び同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の五に示すところによるものとする。

2　多重副搬送波（標準テレビジョン放送の標準方式第十五条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下この節及び次節において同じ。）の周波数は、標準テレビジョン放送の標準方式第十七条第一項に規定する値から（±）一六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

3　多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン放送の標準方式第十七条第四項に規定する値から毎秒（±）一〇ビツトを超える偏差を生じてはならない。

4　多重副搬送波のスペクトルは、別図第四号の六に示す許容値の範囲内になければならない。

（変調度等）

から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（標準テレビジョン放送の標準方式第十八条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。第三十七条の二十六の三及び第三十七条の二十七の三において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（電波の偏波）

第三十七条の二十二　放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）となるものでなければならない。

（許容偏差）

第三十七条の二十三　映像信号及び同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の五に示すところによるものとする。

2　多重副搬送波（標準テレビジョン放送の標準方式第十二条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下この節及び次節において同じ。）の周波数は、標準テレビジョン放送の標準方式第十四条第一項に規定する値から（±）一六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

3　多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン放送の標準方式第十四条第四項に規定する値から毎秒（±）一〇ビツトを超える偏差を生じてはならない。

4　多重副搬送波のスペクトルは、別図第四号の六に示す許容値の範囲内になければならない。

（変調度等）

第三十七条の二十四　送信装置は、直線的に変調できるものでなければならない。

2　映像信号による主搬送波の周波数偏移の許容偏差は、標準テレビジョン放送の標準方式第十五条第三項に規定する最大値の（±）一ＭＨｚの範囲内になければならない。

3　多重副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、（±）三・〇八七五ＭＨｚから（±）三・五七五ＭＨｚまでの範囲内になければならない。

（映像送信装置の総合周波数特性）

第三十七条の二十五　映像送信装置の総合周波数特性は、変調周波数五〇〇ｋＨｚ、一、二五〇ｋＨｚ、二、〇〇〇ｋＨｚ、三、〇〇〇ｋＨｚ及び四、〇〇〇ｋＨｚにおいて、映像信号のプレエンファシスを行う場合の〇・八五〇八マイクロ秒分の一に零点及び〇・一八一九マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によつて表される周波数特性曲線から（一）二デシベルまでの範囲内になければならない。

（音声送信装置の特性）

第三十七条の二十六　音声送信装置は、次の各号に掲げる特性を持つものでなければならない。

一　総合周波数特性は、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの周波数の音声信号を伝送したとき、その特性曲線が別図第四号の七に示す音声信号のプレエンファシスを行う場合の五〇マイクロ秒分の一に零点及び一五マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によつて表される周波数特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間（これらの曲線上を含む。）にあること。

二　総合歪率は、次の表の上欄に掲げる周波数の音声信号の最大値（伝送可能な音声信号の最大振幅の値をいう。次号において

第三十七条の二十四　送信装置は、直線的に変調できるものでなければならない。

2　映像信号による主搬送波の周波数偏移の許容偏差は、標準テレビジョン放送の標準方式第十二条第三項に規定する最大値の（±）一ＭＨｚの範囲内になければならない。

3　（同上）

（映像送信装置の総合周波数特性）

第三十七条の二十五　（同上）

（音声送信装置の特性）

第三十七条の二十六　（同上）

一　（同上）

二　（同上）

同じ。）を伝送したとき、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

変調周波数	総合歪率
五〇ヘルツ以上一〇、〇〇〇ヘルツ未満	二パーセント
一〇、〇〇〇ヘルツ以上一五、〇〇〇ヘルツ以下	三パーセント

三　信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの周波数の音声信号の最大値を伝送したとき、五五デシベル以上であること。

四　前二号の規定を適用する場合は、一五マイクロ秒分の一に零点及び五〇マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によつて表される周波数特性の回路によりデイエンフアシスを行うものとする。

（準用規定）

第三十七条の二十六の二　第三十七条の三第二項、第三十七条の三の二第一項、第三十七条の十七から第三十七条の二十まで及び第三十七条の二十の三から第三十七条の二十の六までの規定は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

第二節の六　削除

第三十七条の二十七から第三十七条の二十七の六まで　削除

三　（同上）

四　（同上）

（準用規定）

第三十七条の二十六の二　第三十七条の三第二項、第三十七条の三の二第一項、第三十七条の十七から第三十七条の二十まで及び第三十七条の二十の三から第三十七条の二十の六までの規定は、放送衛星局及び放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

第二節の六　高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、高精細度テレビジョン音声多重放送又は高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七　この節の規定は、高精細度テレビジョン放

送（デジタル放送を除く。）、高精細度テレビジョン音声多重放送又は高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局（以下この節において「放送衛星局」という。）の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第十六号。以下「高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式」という。）第十八条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の二十七の二　原始信号（高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式第二条に規定する原始信号をいう。以下この節において同じ。）における同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八に示すところによるものとする。

2　原始信号の水平同期信号の周波数は、高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式第三条第四号に規定する値から（＋）百万分の一〇を超える偏差を生じてはならない。

3　多重信号（高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式第七条第二項に規定する多重信号をいう。以下この節において同じ。）の帯域制限のための低域ろ波器の周波数特性は、別図第四号の八の二に示す許容値の範囲内になければならない。

4　多重信号の量子化レベル（高精細度テレビジョン放送（デジタ

ル放送を除く。）の標準方式第七条第三項に規定する量子化レベルをいう。）は、符号の値が「〇」又は「二」のとき、高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式別表第八号におけるそれぞれの規定のレベルから量子化レベルの一段階の（十）三分の一までの範囲内になければならない。

（変調度等）

第三十七条の二十七の三　送信装置は、直線的に変調できるものでなければならない。

2　伝送映像信号（高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式第七条第二項に規定する伝送映像信号をいう。）による搬送波の周波数偏移の許容偏差は、高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式第七条第三項に規定する最大値の（十）の〇・五ＭＨｚの範囲内になければならない。

3　多重信号による搬送波の周波数偏移の許容偏差は、高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式第七条第四項に規定する最大値の（十）〇・五ＭＨｚの範囲内になければならない。

（送信設備の総合周波数特性）

第三十七条の二十七の四　地球局における伝送路等化ろ波器の入力から送信空中線の入力までの範囲の送信設備の総合周波数特性は、別図第四号の八の三に示す範囲内になければならない。

（音声送信装置の特性）

第三十七条の二十七の五　音声送信装置は、次の各号に掲げる特性を持つものでなければならない。

一　総合周波数特性は、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの周波数の音声信号を伝送したとき、別図第四号の八の四に示

第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の七　この節の規定は、超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方式第三条第一項に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。以下第三十七条の二十七の九、第三十七条の二十七の十一の二、第三十七条

す範囲内にあること。

二　総合歪率は、次の表の上欄に掲げる周波数の音声信号の最大値（伝送可能な音声信号の最大振幅の値をいう。次号において同じ。）を伝送したとき、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

音声信号の周波数	総合歪率
五〇ヘルツ以上一〇、〇〇〇ヘルツ未満	二パーセント
一〇、〇〇〇ヘルツ以上一五、〇〇〇ヘルツ以下	三パーセント

三　信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの周波数の音声信号の最大値を伝送したとき、五五デシベル以上であること。

（準用規定）

第三十七条の二十七の六　第三十七条の二十二の規定は、放送衛星局の無線設備に準用する。

第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局（衛星補助放送を行うものを除く。）の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の七　この節の規定は、超短波放送のうちデジタル放送（衛星補助放送を除く。）を行う放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方式第三条第一項に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。以下第三十七条の二十七の九、第三十七条の二十七の十一

の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の八　搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の五に示す許容値の範囲内になければならない。

第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の九　この節の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

2　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四号の八の七に示すところによるものとする。

の二、第三十七条の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の八　（同上）

第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の九　この節の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十　（同上）

2　（同上）

3　逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、デジタル放送の標準方式第二十条第三項に規定する値から（廿）百万分の〇・三を超える偏差を生じてはならない。

4　搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八に示す許容値の範囲内になければならない。

（有線テレビジョン放送施設等からの影響）

第三十七条の二十七の十の二　第三十七条の二十七の九に掲げる無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項に規定する届出に係る有線電気通信設備、同条第四項第三号に掲げる有線電気通信設備又は一般放送を行うための有線電気通信設備（いずれも無線設備を構成する部分を除く。以下この条において「有線テレビジョン放送施設等」という。）とを接続する場合は、当該有線テレビジョン放送施設等からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十一　第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備に準用する。

第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

3　逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、デジタル放送の標準方式第十九条第三項に規定する値から（廿）百万分の〇・三を超える偏差を生じてはならない。

4　（同上）

（有線テレビジョン放送施設等からの影響）

第三十七条の二十七の十の二　第三十七条の二十七の九に掲げる無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項に規定する届出に係る有線電気通信設備、同条第四項第二号に掲げる有線電気通信設備、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条第一項に規定する許可に係る有線テレビジョン放送施設又は電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二条第四号に規定する有線役務利用放送設備（いずれも無線設備を構成する部分を除く。以下この条において「有線テレビジョン放送施設等」という。）とを接続する場合は、当該有線テレビジョン放送施設等からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十一　第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備に準用する。

第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十一の二　この節の規定は、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）を行う地上基幹放送局の撮像装置又は録画再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十一の三　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第一節に規定する放送を行うものの場合は、別図第四号の八の八の二に示す許容範囲内にあること。

二　地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第二節に規定する放送を行うものの場合は、別図第四号の八の八の三に示す許容範囲内にあること。

第二節の九　削除

第三十七条の二十七の十二から第三十七条の二十七の十四まで　削除

第三十七条の二十七の十一の二　この節の規定は、マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）を行う放送局の撮像装置又は録画再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十一の三　（同上）

一　放送局のうちデジタル放送の標準方式第三章の二第一節に規定する放送を行うものの場合は、別図第四号の八の八の二に示す許容範囲内にあること。

二　放送局のうちデジタル放送の標準方式第三章の二第二節に規定する放送を行うものの場合は、別図第四号の八の八の三に示す許容範囲内にあること。

第二節の九　Ｇ七Ｗ電波二、六三〇ＭＨｚを超え二、六五五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する超短波放送を行う放送衛星局及び衛星補助放送を行う無線局並びに当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十二　この節の規定は、Ｇ七Ｗ電波二、六三〇ＭＨｚを超え二、六五五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する

超短波放送を行う放送衛星局（以下この節において「放送衛星局」という。）及び衛星補助放送を行う無線局の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信装置、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十三　搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第二十五条第三項に規定する値から（卄）百万分の一を超える偏差を生じてはならない。

2　放送衛星局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の九に示す許容範囲内になければならない。

3　放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置において行うアパーチャ補正は、別図第四号の八の十に示すところによるものとする。

（電波の偏波）

第三十七条の二十七の十四　放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波が円偏波となるものでなければならない。

第二節の十　Ｇ七Ｗ電波一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備

第二節の十　Ｇ七Ｗ電波一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十五　この節の規定は、Ｇ七Ｗ電波一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局（以下この節において「衛星基幹放送局」という。）の無線設備並びに衛星基幹放送局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十六　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

２　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四号の八の七に示すところによるものとする。

３　搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する放送を行うもの（以下この条において「広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から（十）百万分の二十を超える偏差を生じてはならない。

二　衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第五章第三節

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十五　この節の規定は、Ｇ七Ｗ電波一一・七ＧＨｚを超え一二・二ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局（以下この節において「放送衛星局」という。）の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十六　（同上）

２　（同上）

３　搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する放送を行うもの（以下この条において「広帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、同令第三十一条第三項に規定する値から（十）百万分の二十を超える偏差を生じてはならない。

二　放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第五章第三節に規

に規定する放送を行うもの（以下この条において「高度広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から（廿）百万分の二十を超える偏差を生じてはならない。

4　衛星基幹放送局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十一に示す許容範囲内になければならない。

二　高度広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十六に示す許容範囲内になければならない。

5　衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置において行うアパーチャ補正は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十二に示すところによるものとする。

二　高度広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十七に示す許容範囲内になければならない。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十七　第三十七条の二十二の規定は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

第二節の十一　Ｇ七Ｗ電波一二・二ＧＨｚを超え一二・七五ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と

定する放送を行うもの（以下この条において「高度広帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、同令第三十五条の四第三項に規定する値から（廿）百万分の二十を超える偏差を生じてはならない。

4　放送衛星局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十一に示す許容範囲内になければならない。

二　高度広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十六に示す許容範囲内になければならない。

5　放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置において行うアパーチャ補正は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十二に示すところによるものとする。

二　高度広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十七に示す許容範囲内になければならない。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十七　第三十七条の二十二の規定は、放送衛星局及び放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

第二節の十一　Ｇ七Ｗ電波一二・二ＧＨｚを超え一二・七五ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十八　この節の規定は、Ｇ七Ｗ電波一二・二ＧＨｚを超え一二・七五ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局（以下この節において「衛星基幹放送局」という。）の無線設備並びに衛星基幹放送局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十九　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

２　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四号の八の七に示すところによるものとする。

３　搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第二節に規定する放送を行うもの（以下「狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十条第二項に規定する値から（廿）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十八　この節の規定は、Ｇ七Ｗ電波一二・二ＧＨｚを超え一二・七五ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局（以下この節において「放送衛星局」という。）の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十九　（同上）

２　（同上）

３　搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第六章第二節に規定する放送を行うもの（以下「狭帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、同令第三十九条第二項に規定する値から（廿）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

二　衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送を行うもの（以下「広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から（㈡）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

三　衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第四節に規定する放送を行うもの（以下「高度狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十九条第二項に規定する値から（㈡）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第五節に規定する放送を行うもの（以下この条、第三十七条の二十七の二十及び別表第二号において「高度広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から（㈡）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

4　衛星基幹放送局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　狭帯域衛星基幹放送局又は広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十一に示すところによること。

二　高度狭帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十四に示すところによること。

三　高度広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十六に示すところによること。

5　衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置において行うアパーチャ補正は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　狭帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置の場合

二　放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送を行うもの（以下「広帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、同令第三十一条第三項に規定する値から（㈡）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

三　放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第六章第四節に規定する放送を行うもの（以下「高度狭帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、同令第四十八条第二項に規定する値から（㈡）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第六章第五節に規定する放送を行うもの（以下この条、第三十七条の二十七の二十及び別表第二号において「高度広帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、同令第三十五条の四第三項に規定する値から（㈡）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

4　放送衛星局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　狭帯域放送衛星局又は広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十一に示すところによること。

二　高度狭帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十四に示すところによること。

三　高度広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十六に示すところによること。

5　放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置において行うアパーチャ補正は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　狭帯域放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置の場合は、

は、別図第四号の八の十三に示すものであること。

二　広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置の場合は、別図第四号の八の十二に示すものであること。

三　高度狭帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置の場合は、別図第四号の八の十五に示すものであること。

四　高度広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十七に示す許容範囲内になければならない。

（電波の偏波）

第三十七条の二十七の二十　狭帯域衛星基幹放送局又は高度狭帯域衛星基幹放送局の送信空中線は、その発射する電波が水平偏波又は垂直偏波となるものでなければならない。

2　広帯域衛星基幹放送局及び高度広帯域衛星基幹放送局の送信空中線は、その発射する電波が水平偏波、垂直偏波又は円偏波となるものでなければならない。

（送信装置の条件）

第四十九条の五　無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の送信装置は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　Ｆ二Ｄ電波七六・〇ＭＨｚを超え九〇・〇ＭＨｚ以下を使用するもので超短波放送の電波に重畳して送信するもの

イ　変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒一六、〇〇〇ビット以上のものであること。

ロ　周波数偏移の最大値は、超短波放送の標準方式第四条第二項に規定する最大周波数偏移に対し、一〇％を超えないものであること。

ハ　副搬送波の周波数は、送信速度が毎秒一六、〇〇〇ビットのものにあつては七六ｋＨｚ、毎秒一九、〇〇〇ビットのもの

別図第四号の八の十三に示すものであること。

二　広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置の場合は、別図第四号の八の十二に示すものであること。

三　高度狭帯域放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置の場合は、別図第四号の八の十五に示すものであること。

四　高度広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十七に示す許容範囲内になければならない。

（電波の偏波）

第三十七条の二十七の二十　狭帯域放送衛星局又は高度狭帯域放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波が水平偏波又は垂直偏波となるものでなければならない。

2　広帯域放送衛星局及び高度広帯域放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波が水平偏波、垂直偏波又は円偏波となるものでなければならない。

（送信装置の条件）

第四十九条の五　無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の送信装置は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　Ｆ二Ｄ電波七六・〇ＭＨｚを超え九〇・〇ＭＨｚ以下を使用するもので超短波放送の電波に重畳して送信するもの

イ　（同上）

ロ　周波数偏移の最大値は、超短波放送の標準方式第三条第二項に規定する最大周波数偏移に対し、一〇％を超えないものであること。

ハ　（同上）

のにあつては六六・五ｋＨｚであること。

（搬送周波数）

第五十五条　単側波帯の二八ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話（海上移動業務、航空移動業務及び海上無線航行業務の無線局並びに地上基幹放送局のものを除く。）の搬送周波数は、当該無線電話に係る割当周波数から一・五ｋＨｚ（放送中継を行う固定局のものにあつては、三・七五ｋＨｚ）低いものでなければならない。

（送信装置の条件）

第五十六条　Ｈ三Ｅ電波、Ｊ三Ｅ電波又はＲ三Ｅ電波二八ＭＨｚ以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、地上基幹放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。

（略）

２　前項の送信装置で海上移動業務に使用するものは、同項の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　搬送波に生ずる周波数変調ができる限り低いものであること。

二　選択呼出装置を付置する送信装置は、選択呼出信号を送信する場合には、搬送波を添加することができるものであること。

第五十八条　Ｆ二Ａ電波、Ｆ二Ｂ電波、Ｆ二Ｃ電波、Ｆ二Ｄ電波、Ｆ二Ｎ電波、Ｆ二Ｘ電波、Ｆ三Ｃ電波又はＦ三Ｅ電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、地上基幹放送局、放送中継を行う無線局、八

（搬送周波数）

第五十五条　単側波帯の二八ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話（海上移動業務、航空移動業務及び海上無線航行業務の無線局並びに放送局のものを除く。）の搬送周波数は、当該無線電話に係る割当周波数から一・五ｋＨｚ（放送中継を行う固定局のものにあつては、三・七五ｋＨｚ）低いものでなければならない。

（送信装置の条件）

第五十六条　Ｈ三Ｅ電波、Ｊ三Ｅ電波又はＲ三Ｅ電波二八ＭＨｚ以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。

（略）

２　（同上）

第五十八条　Ｆ二Ａ電波、Ｆ二Ｂ電波、Ｆ二Ｃ電波、Ｆ二Ｄ電波、Ｆ二Ｎ電波、Ｆ二Ｘ電波、Ｆ三Ｃ電波又はＦ三Ｅ電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送中継を行う無線局、八五〇ＭＨ

五〇ＭＨｚを超え九一五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局及びＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三ＭＨｚ以上四〇五・七ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一～五　（略）

別表第一号（第５条関係）

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Ｈｚ又はｋＨｚを付したものを除き，百万分率）
１　９ｋＨｚを超え５２６．５ｋＨｚ以下	１　固定局 （１）９ｋＨｚを超え５０ｋＨｚ以下のもの	１００
	（２）５０ｋＨｚを超え５２６．５ｋＨｚ以下のもの	５０
	２　陸上局	１００
	３　移動局 （１）船舶局 ア　生存艇及び救命浮機の送信設備	５００
	イ　その他の送信設備	２００
	（２）航空機局	１００
	４　無線測位局	１００
	５　標準周波数局	０．００５

五〇ＭＨｚを超え九一五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局及びＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三ＭＨｚ以上四〇五・七ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一～五　（略）

別表第一号（第５条関係）

	6　アマチュア局	１００
２　５２６．５ｋＨｚを超え１，６０６．５ｋＨｚ以下	地上基幹放送局	１０Ｈｚ
３　１，６０６．５ｋＨｚを超え４，０００ｋＨｚ以下	１　固定局（注１０，１１） （１）２００Ｗ以下のもの	１００
	（２）２００Ｗを超えるもの	５０
	２　陸上局 （１）　航空局（注１２）	１０Ｈｚ
	（２）　その他の陸上局（注１０，１３） ア　２００Ｗ以下のもの	１００
	イ　２００Ｗを超えるもの	５０
	３　移動局 （１）生存艇及び救命浮機の送信設備	１００
	（２）航空機局（注１２）	２０Ｈｚ
	（３）その他の移動局（注１０，１３）	５０
	４　無線測位局 （１）ラジオ・ブイの無線局	１００
	（２）その他の無線測位局（注１４） ア　２００Ｗ以下のもの	２０
	イ　２００Ｗを超えるもの	１０
	５　地上基幹放送局（注１５）	１０Ｈｚ
	６　標準周波数局	０．００５
	７　アマチユア局	５００
４　４ＭＨｚを超え２９．７ＭＨｚ以下	１　固定局（注１１，１６） （１）５００Ｗ以下のもの	２０
	（２）５００Ｗを超えるもの	１０
	２　陸上局 （１）海岸局（注１３，１７）	２０Ｈｚ
	（２）航空局（注１２）	１０Ｈｚ
	（３）その他の陸上局	２０

	6　アマチュア局	１００
２　５２６．５ｋＨｚを超え１，６０６．５ｋＨｚ以下	放送局	１０Ｈｚ
３　１，６０６．５ｋＨｚを超え４，０００ｋＨｚ以下	１　固定局（注１０，１１） （１）２００Ｗ以下のもの	１００
	（２）２００Ｗを超えるもの	５０
	２　陸上局 （１）　航空局（注１２）	１０Ｈｚ
	（２）　その他の陸上局（注１０，１３） ア　２００Ｗ以下のもの	１００
	イ　２００Ｗを超えるもの	５０
	３　移動局 （１）生存艇及び救命浮機の送信設備	１００
	（２）航空機局（注１２）	２０Ｈｚ
	（３）その他の移動局（注１０，１３）	５０
	４　無線測位局 （１）ラジオ・ブイの無線局	１００
	（２）その他の無線測位局（注１４） ア　２００Ｗ以下のもの	２０
	イ　２００Ｗを超えるもの	１０
	５　放送局（注１５）	１０Ｈｚ
	６　標準周波数局	０．００５
	７　アマチユア局	５００
４　４ＭＨｚを超え２９．７ＭＨｚ以下	１　固定局（注１１，１６） （１）５００Ｗ以下のもの	２０
	（２）５００Ｗを超えるもの	１０
	２　陸上局 （１）海岸局（注１３，１７）	２０Ｈｚ
	（２）航空局（注１２）	１０Ｈｚ
	（３）その他の陸上局	２０

	3　移動局 （１）船舶局 ア　生存艇及び救命浮機の送信設備	５０
	イ　その他の送信設備（注１３，１７）	５０Ｈｚ
	（２）航空機局（注１２）	２０Ｈｚ
	（３）その他の移動局	４０
	4　ラジオ・ブイの無線局	５０
	5　地上基幹放送局（注１５）	１０Ｈｚ
	6　標準周波数局	０．００５
	7　アマチユア局	５００
	8　簡易無線局及び市民ラジオの無線局	５０
	9　地球局及び宇宙局	２０
5　２９．７ＭＨｚを超え１００ＭＨｚ１００ＭＨｚ以下	1　固定局，陸上局及び移動局（注１８，１９，２０） （１）５４ＭＨｚを超え７０ＭＨｚ以下のもの ア　１Ｗ以下のもの	２０
	イ　１Ｗを超えるもの	１０
	（２）　その他の周波数のもの	２０
	2　無線測位局	５０
	3　地上基幹放送局 （１）テレビジヨン放送又はテレビジヨン多重放送を行う地上基幹放送局（注２１、４９）	５００Ｈｚ
	（２）その他の地上基幹放送局	２０
	4　標準周波数局	０．００５
	5　アマチユア局	５００
	6　地球局及び宇宙局	２０
	7　特定小電力無線局	２０
6　１００ＭＨｚを超え４７０ＭＨｚ以下	1　固定局（注１８，２０，２２，４４） （１）３３５．４ＭＨｚを超え４７０ＭＨｚ以下のもの（注２３）	4

	3　移動局 （１）船舶局 ア　生存艇及び救命浮機の送信設備	５０
	イ　その他の送信設備（注１３，１７）	５０Ｈｚ
	（２）航空機局（注１２）	２０Ｈｚ
	（３）その他の移動局	４０
	4　ラジオ・ブイの無線局	５０
	5　放送局（注１５）	１０Ｈｚ
	6　標準周波数局	０．００５
	7　アマチユア局	５００
	8　簡易無線局及び市民ラジオの無線局	５０
	9　地球局及び宇宙局	２０
5　２９．７ＭＨｚを超え１００ＭＨｚ１００ＭＨｚ以下	1　固定局，陸上局及び移動局（注１８，１９，２０） （１）５４ＭＨｚを超え７０ＭＨｚ以下のもの ア　１Ｗ以下のもの	２０
	イ　１Ｗを超えるもの	１０
	（２）　その他の周波数のもの	２０
	2　無線測位局	５０
	3　放送局 （１）テレビジヨン放送又はテレビジヨン多重放送を行う放送局（注２１、４９）	５００Ｈｚ
	（２）その他の放送局	２０
	4　標準周波数局	０．００５
	5　アマチユア局	５００
	6　地球局及び宇宙局	２０
	7　特定小電力無線局	２０
6　１００ＭＨｚを超え４７０ＭＨｚ以下	1　固定局（注１８，２０，２２，４４） （１）３３５．４ＭＨｚを超え４７０ＭＨｚ以下のもの（注２３）	4

	ア　１W以下のもの	
	イ　１Wを超えるもの	3
	（2）その他の周波数のもの ア　１W以下のもの	１５
	イ　１Wを超えるもの	１０
	2　陸上局（注１８，２０，２２，２４） （1）　海岸局 ア　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下のもの （ア）１W以下のもの	4
	（イ）１Wを超えるもの	3
	イ　その他の周波数のもの（注４６）	１０
	（2）航空局（注４５）	２０
	（3）無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。） ア　２７３MHｚを超え３２８．６MHｚ以下のもの （ア）変調信号の送信速度が毎秒５００ビツトを超えるもの	7
	（イ）　その他のもの	3
	イ　その他の周波数のもの	3
	（4）　その他の陸上局（注４４） ア　１００MHｚを超え１４２MHｚ以下のもの及び１６２．０３７５MHｚを超え２３５MHｚ以下のもの（注２８、５２）	１５
	イ　１４２MHｚを超え１６２３．０３７５MHｚ以下のもの （ア）１W以下のもの	１５
	（イ）１Wを超えるもの	１０
	ウ　２３５MHｚを超え３３５．４MHｚ以下のもの	7
	エ　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下のもの（注２３）	4

	ア　１W以下のもの	
	イ　１Wを超えるもの	3
	（2）その他の周波数のもの ア　１W以下のもの	１５
	イ　１Wを超えるもの	１０
	2　陸上局（注１８，２０，２２，２４） （1）　海岸局 ア　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下のもの （ア）１W以下のもの	4
	（イ）１Wを超えるもの	3
	イ　その他の周波数のもの（注４６）	１０
	（2）航空局（注４５）	２０
	（3）無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。） ア　２７３MHｚを超え３２８．６MHｚ以下のもの （ア）変調信号の送信速度が毎秒５００ビツトを超えるもの	7
	（イ）　その他のもの	3
	イ　その他の周波数のもの	3
	（4）　その他の陸上局（注４４） ア　１００MHｚを超え１４２MHｚ以下のもの及び１６２．０３７５MHｚを超え２３５MHｚ以下のもの（注２８、５２）	１５
	イ　１４２MHｚを超え１６２３．０３７５MHｚ以下のもの （ア）１W以下のもの	１５
	（イ）１Wを超えるもの	１０
	ウ　２３５MHｚを超え３３５．４MHｚ以下のもの	7
	エ　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下のもの（注２３）	4

	（ア）１W以下のもの	
	（イ）１Wを超えるもの	3
	3　移動局（注１８，２０，２２，２４） （１）　船舶局 ア　１５６MHｚを超え１７４MHｚ以下のもの（注４６）	１０
	イ　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下のもの（注２５） （ア）１W以下のもの	4
	（イ）１Wを超えるもの	3
	ウ　その他の周波数のもの （ア）生存艇及び救命浮機の送信設備	５０
	（イ）その他の送信設備 Ａ　１W以下のもの	５０
	Ｂ　１Wを超えるもの	２０
	（２）航空機局（注２７，４５）	３０
	（３）その他の移動局（注４４） ア　１００MHｚを超え１４２MHｚ以下のもの及び１６２．０３７５MHｚを超え２３５MHｚ以下のもの（注２８、５２）	１５
	イ　１４２MHｚを超え１６２．０３７５MHｚ以下のもの （ア）１W以下のもの	１５
	（イ）１Wを超えるもの	１０
	ウ　２３５MHｚを超え３３５．４MHｚ以下のもの	7
	エ　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下のもの（注２３，２５，２８，３１） （ア）１W以下のもの	4
	（イ）１Wを超えるもの	3
	4　無線測位局（注２９） （１）ＶＯＲの送信設備	２０

	（ア）１W以下のもの	
	（イ）１Wを超えるもの	3
	3　移動局（注１８，２０，２２，２４） （１）　船舶局 ア　１５６MHｚを超え１７４MHｚ以下のもの（注４６）	１０
	イ　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下のもの（注２５） （ア）１W以下のもの	4
	（イ）１Wを超えるもの	3
	ウ　その他の周波数のもの （ア）生存艇及び救命浮機の送信設備	５０
	（イ）その他の送信設備 Ａ　１W以下のもの	５０
	Ｂ　１Wを超えるもの	２０
	（２）航空機局（注２７，４５）	３０
	（３）その他の移動局（注４４） ア　１００MHｚを超え１４２MHｚ以下のもの及び１６２．０３７５MHｚを超え２３５MHｚ以下のもの（注２８、５２）	１５
	イ　１４２MHｚを超え１６２．０３７５MHｚ以下のもの （ア）１W以下のもの	１５
	（イ）１Wを超えるもの	１０
	ウ　２３５MHｚを超え３３５．４MHｚ以下のもの	7
	エ　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下のもの（注２３，２５，２８，３１） （ア）１W以下のもの	4
	（イ）１Wを超えるもの	3
	4　無線測位局（注２９） （１）ＶＯＲの送信設備	２０

	（２）その他の無線測位局（注３０）	５０
	５　地上基幹放送局（注２１） （１）超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局	１Ｈｚ
	（２）その他の地上基幹放送局	５００Ｈｚ
	６　標準周波数局	０．００５
	７　アマチユア局	５００
	８　簡易無線局（注５０）	２０
	９　コードレス電話の無線局，特定小電力無線局及び小電力セキユリテイシステムの無線局（注３４、３６、４１）	４
	１０　地球局及び宇宙局	２０
７　４７０ＭＨｚを超え２，４５０ＭＨｚ以下	１　固定局（注２０、３１、３５） （１）８１０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下のもの	１．５
	（２）　その他の周波数のもの ア　１００Ｗ以下のもの	１００
	イ　１００Ｗを超えるもの	５０
	２　陸上局及び移動局（注２０、３１、３４、３５、３７、３８） （１）８１０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下のもの	１．５
	（２）その他の周波数のもの	２０
	３　無線測位局（注２９） （１）地上ＤＭＥ及び地上タカンの送信設備	２０
	（２）機上ＤＭＥ及び機上タカンの送信設備	１００ｋＨｚ
	（３）ＳＳＲの送信設備 ア　モードＳ機能を有するもの	１０ｋＨｚ
	イ　その他２００ｋＨｚ （４）ＡＴＣトランスポンダの送信設備 ア　モードＳ機能を有するもの	１，０００ｋＨｚ
	イ　その他	３，０００ｋＨｚ

	（２）その他の無線測位局（注３０）	５０
	５　放送局（注２１） （１）超短波放送のうちデジタル放送（衛星補助放送を除く。）を行う放送局	１Ｈｚ
	（２）その他の放送局	５００Ｈｚ
	６　標準周波数局	０．００５
	７　アマチユア局	５００
	８　簡易無線局（注５０）	２０
	９　コードレス電話の無線局，特定小電力無線局及び小電力セキユリテイシステムの無線局（注３４、３６、４１）	４
	１０　地球局及び宇宙局	２０
７　４７０ＭＨｚを超え２，４５０ＭＨｚ以下	１　固定局（注２０、３１、３５） （１）８１０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下のもの	１．５
	（２）　その他の周波数のもの ア　１００Ｗ以下のもの	１００
	イ　１００Ｗを超えるもの	５０
	２　陸上局及び移動局（注２０、３１、３４、３５、３７、３８） （１）８１０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下のもの	１．５
	（２）その他の周波数のもの	２０
	３　無線測位局（注２９） （１）地上ＤＭＥ及び地上タカンの送信設備	２０
	（２）機上ＤＭＥ及び機上タカンの送信設備	１００ｋＨｚ
	（３）ＳＳＲの送信設備 ア　モードＳ機能を有するもの	１０ｋＨｚ
	イ　その他２００ｋＨｚ （４）ＡＴＣトランスポンダの送信設備 ア　モードＳ機能を有するもの	１，０００ｋＨｚ
	イ　その他	３，０００ｋＨｚ

	（５）質問信号送信設備	１０ｋＨｚ
	（６）基準信号送信設備及びノントランスポンダ	１，０００ｋＨｚ
	（７）その他の無線測位局	５００
	４　地上基幹放送局（注２１、４９） （１）テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局	１Ｈｚ
	（２）その他の地上基幹放送局	５００Ｈｚ
	５　アマチユア局	５００
	６　簡易無線局	３
	７　地球局及び宇宙局（注３２、３３、４０）	２０
	８　特定小電力無線局（注３６）	４
	９　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	３
	１０　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	１０
	１１　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	３
	１２　小電力データ通信システムの無線局	５０
８　２，４５０ＭＨｚを超え１０，５００ＭＨｚ以下	１　固定局（注３１） （１）１００Ｗ以下のもの	２００
	（２）１００Ｗを超えるもの	５０
	２　陸上局及び移動局（注２０、３１、３４、３６、４７）	１００
	３　無線測位局 （１）ＭＬＳ角度系	１０ｋＨｚ
	（２）その他の無線測位局（注２９）	１２５０
	４　アマチユア局	５００
	５　地球局及び宇宙局	５０
	６　小電力データ通信システムの無線局 （１）５，１８０ＭＨｚ、５，１９０ＭＨｚ	２０

	（５）質問信号送信設備	１０ｋＨｚ
	（６）基準信号送信設備及びノントランスポンダ	１，０００ｋＨｚ
	（７）その他の無線測位局	５００
	４　放送局（注２１、４９） （１）テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う放送局	１Ｈｚ
	（２）その他の放送局	５００Ｈｚ
	５　アマチユア局	５００
	６　簡易無線局	３
	７　地球局及び宇宙局（注３２、３３、４０）	２０
	８　特定小電力無線局（注３６）	４
	９　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	３
	１０　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	１０
	１１　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	３
	１２　小電力データ通信システムの無線局	５０
８　２，４５０ＭＨｚを超え１０，５００ＭＨｚ以下	１　固定局（注３１） （１）１００Ｗ以下のもの	２００
	（２）１００Ｗを超えるもの	５０
	２　陸上局及び移動局（注２０、３１、３４、３６、４７）	１００
	３　無線測位局 （１）ＭＬＳ角度系	１０ｋＨｚ
	（２）その他の無線測位局（注２９）	１２５０
	４　アマチユア局	５００
	５　地球局及び宇宙局	５０
	６　小電力データ通信システムの無線局 （１）５，１８０ＭＨｚ、５，１９０ＭＨｚ	２０

	、　５，２００ＭＨｚ、５，２２０ＭＨｚ、５，２３０ＭＨｚ、５，２４０ＭＨｚ、５，２６０ＭＨｚ、５，２７０ＭＨｚ、５，２８０ＭＨｚ、５，３００ＭＨｚ、５，３１０ＭＨｚ、５，３２０ＭＨｚ、５，５００ＭＨｚ、５，５１０ＭＨｚ、５，５２０ＭＨｚ、５，５４０ＭＨｚ、５，５５０ＭＨｚ、５，５６０ＭＨｚ、５，５８０ＭＨｚ、５，５９０ＭＨｚ、５，６００ＭＨｚ、５，６２０ＭＨｚ、５，６３０ＭＨｚ、５，６４０ＭＨｚ、５，６６０ＭＨｚ、５，６７０ＭＨｚ、５，６８０ＭＨｚ又は５，７００ＭＨｚの周波数の電波を使用するもの	
	（２）その他の周波数を使用するもの	５０
	７　道路交通情報通信を行う無線局	１．５
	削る	削る
９　１０．５ＧＨｚを超え８１ＧＨｚ以下	１　無線測位局 （１）車両感知用無線標定陸上局	８００
	（２）その他の無線測位局（注２９）	５０００
	２　アマチユア局	５００
	３　簡易無線局	２００
	４　地球局及び宇宙局（注４０）	１００
	５　特定小電力無線局（注３４）	５００
	６　小電力データ通信システムの無線局	２０
	７　その他の無線局（注２１、３１、３４、４２、４８）	３００

注

１～６　（略）

７　９ｋＨｚを超え２９，７００ｋＨｚ以下の周波数の電波を使用する単側波帯の無線電話の送信設備（地上基幹放送局，航空局及び航空機局のものを除く。）については，その電波の周波数の許容偏差は，この表に規定する値にかかわらず，次の表のとおりとする。

周波数帯	無線局	許容偏差（Ｈｚ）

	、　５，２００ＭＨｚ、５，２２０ＭＨｚ、５，２３０ＭＨｚ、５，２４０ＭＨｚ、５，２６０ＭＨｚ、５，２７０ＭＨｚ、５，２８０ＭＨｚ、５，３００ＭＨｚ、５，３１０ＭＨｚ、５，３２０ＭＨｚ、５，５００ＭＨｚ、５，５１０ＭＨｚ、５，５２０ＭＨｚ、５，５４０ＭＨｚ、５，５５０ＭＨｚ、５，５６０ＭＨｚ、５，５８０ＭＨｚ、５，５９０ＭＨｚ、５，６００ＭＨｚ、５，６２０ＭＨｚ、５，６３０ＭＨｚ、５，６４０ＭＨｚ、５，６６０ＭＨｚ、５，６７０ＭＨｚ、５，６８０ＭＨｚ又は５，７００ＭＨｚの周波数の電波を使用するもの	
	（２）その他の周波数を使用するもの	５０
	７　道路交通情報通信を行う無線局	１．５
	８　衛星補助放送を行う無線局	５０
９　１０．５ＧＨｚを超え８１ＧＨｚ以下	１　無線測位局 （１）車両感知用無線標定陸上局	８００
	（２）その他の無線測位局（注２９）	５０００
	２　アマチユア局	５００
	３　簡易無線局	２００
	４　地球局及び宇宙局（注４０）	１００
	５　特定小電力無線局（注３４）	５００
	６　小電力データ通信システムの無線局	２０
	７　その他の無線局（注２１、３１、３４、４２、４８）	３００

注

１～６　（略）

７　９ｋＨｚを超え２９，７００ｋＨｚ以下の周波数の電波を使用する単側波帯の無線電話の送信設備（放送局，航空局及び航空機局のものを除く。）については，その電波の周波数の許容偏差は，この表に規定する値にかかわらず，次の表のとおりとする。

（匡斗）

１　９ｋＨｚを超え５２６．５ｋＨｚ以下及び４ＭＨｚを超え２９．７ＭＨｚ以下	１　固定局及び陸上局	２０
	２　移動局	５０
２　１，６０６．５ｋＨｚを超え４，０００ｋＨｚ以下	１　固定局及び陸上局	２０
	２　移動局	４０

８～２０　（略）

２１　次に掲げる地上基幹放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、（３）、（６）及び（７）に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、（４）に掲げるものであつて、４７０ＭＨｚから７７０ＭＨｚまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が０．１Ｗ以下の送信設備については、別に指定する。

（１）超短波放送のうちデジタル放送であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　５００Ｈｚ

（２）テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（（３）に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　５００Ｈｚ

（３）テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア　空中線電力が０．５Ｗを超えるもの　３ｋＨｚ

イ　空中線電力が０．５Ｗ以下のもの　１０ｋＨｚ

（４）テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この注において同じ。）又はテレビジョン多重放送（テレビジョン・データ多重放送にあつては、Ｃ９Ｗ電波及びＦ９Ｗ電波を使用するものに限る。以下この注において同じ。）を行う地上基幹放送局の電波の周波数を変換して再発射するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局

ア～ウ　（略）

（５）マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第４章第１節に規定する放送を行う地上基幹放送局（（７）アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　５００Ｈｚ

（６）マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第４章第２節に規定する放送を行う地上基幹放送局（（７）イに規定するものを除く。）　$B\times10^{3}/N_{FFT}$Ｈｚ　Ｂはデジタル放送の標準方式第３５条第１項に示す周波数帯幅（単位ＭＨｚ）、ＮＦＦＴは同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

（７）　マルチメディア放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

８～２０　（略）

２１　次に掲げる放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、（３）、（６）及び（７）に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、（４）に掲げるものであつて、４７０ＭＨｚから７７０ＭＨｚまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が０．１Ｗ以下の送信設備については、別に指定する。

（１）超短波放送のうちデジタル放送（衛星補助放送を除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　５００Ｈｚ

（２）テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う放送局（（３）に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　５００Ｈｚ

（３）テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う放送局であつて、他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア　空中線電力が０．５Ｗを超えるもの　３ｋＨｚ

イ　空中線電力が０．５Ｗ以下のもの　１０ｋＨｚ

（４）テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この注において同じ。）又はテレビジョン多重放送（テレビジョン・データ多重放送にあつては、Ｃ９Ｗ電波及びＦ９Ｗ電波を使用するものに限る。以下この注において同じ。）を行う放送局の電波の周波数を変換して再発射するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局

ア～ウ　（略）

（５）マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行う放送局（（７）アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　５００Ｈｚ

（６）マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第３章の２第２節に規定する放送を行う放送局（（７）イに規定するものを除く。）　$B\times10^{3}/N_{FFT}$Ｈｚ　Ｂはデジタル放送の標準方式第２２条の１２第１項に示す周波数帯幅（単位ＭＨｚ）、ＮＦＦＴは同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

（７）　マルチメディア放送を行う放送局であつて、他の放送局の放送番組を中継する

ア　デジタル放送の標準方式第４章第１節に規定する放送を行う地上基幹放送局
（ア）　空中線電力が０．５Wを超えるもの　３ｋＨｚ
（イ）　空中線電力が０．５W以下のもの　１０ｋＨｚ
イ　デジタル放送の標準方式第４章第２節に規定する放送を行う地上基幹放送局　Ｂ×１０^{4}／N_{FFT}Ｈｚ

２２～４８　（略）
４９　単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）と近接する地上基幹放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。）を構成する２以上の地上基幹放送局にあつては、この表の７の項中４（１）並びに注２１ただし書及び（３）の規定によるほか、当該２以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は１０Ｈｚ以内とする。
５０　（略）
５１　単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第４章第１節に規定する放送を行うものに限る。）と近接する地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第４章第１節に規定する放送を行うものに限る。）が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。）を構成する２以上の地上基幹放送局にあつては、この表の６の項中５（１）並びに注２１ただし書及び（７）アの規定によるほか、当該２以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は１０Ｈｚ以内とする。
５２　（略）

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
Ａ１Ａ Ａ１Ｂ Ａ１Ｄ	０．２５ｋＨｚ	１００ｋＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	０．５ｋＨｚ	前２項のいずれにも該当しない無線局の無線設備（生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。）
Ａ２Ａ	５ｋＨｚ	海上移動業務の無線局の無線設備で１，０００ヘルツ

方法のみによる放送を行うもの
ア　デジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行う放送局
（ア）　空中線電力が０．５Wを超えるもの　３ｋＨｚ
（イ）　空中線電力が０．５W以下のもの　１０ｋＨｚ
イ　デジタル放送の標準方式第３章の２第２節に規定する放送を行う放送局　Ｂ×１０^{4}／N_{FFT}Ｈｚ
２２～４８　（略）
４９　単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域（放送法第２条の２第２項第２号に規定する放送対象地域をいう。）において、他の放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）と近接する放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）が、当該他の放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における放送局の集まりをいう。）を構成する２以上の放送局にあつては、この表の７の項中４（１）並びに注２１ただし書及び（３）の規定によるほか、当該２以上の放送局間の周波数の相対的な偏差の値は１０Ｈｚ以内とする。
５０　（略）
５１　単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域（放送法第２条の２第２項第２号に規定する放送対象地域をいう。）において、他の放送局（デジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行うものに限る。）と近接する放送局（デジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行うものに限る。）が、当該他の放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における放送局の集まりをいう。）を構成する２以上の放送局にあつては、この表の６の項中５（１）並びに注２１ただし書及び（７）アの規定によるほか、当該２以上の放送局間の周波数の相対的な偏差の値は１０Ｈｚ以内とする。
５２　（略）

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
Ａ１Ａ Ａ１Ｂ Ａ１Ｄ	０．２５ｋＨｚ	１００ｋＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	０．５ｋＨｚ	前２項のいずれにも該当しない無線局の無線設備（生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。）
Ａ２Ａ	５ｋＨｚ	海上移動業務の無線局の無線設備で１，０００ヘルツ

Ａ２Ｂ Ａ２Ｄ Ａ２Ｎ Ａ２Ｘ		を超え２，２００ヘルツ以下の変調周波数を使用するもの（生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。）
	６ｋＨｚ	１　２６．１ＭＨｚを超え２８ＭＨｚ以下、２９．７ＭＨｚを超え４１ＭＨｚ以下又は１４６ＭＨｚを超え１６２．０３７５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備のうち、データ伝送を行うもの ２　１１８ＭＨｚを超え１４２ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する航空局及び航空機局の無線設備（航空機用救命無線機の送信設備を除く。）
	６．５ｋＨｚ	７５ＭＨｚの周波数の電波を発射する無線標識局の無線設備
	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	２．５ｋＨｚ	前４項のいずれにも該当しない無線局の無線設備（生存艇及び救命浮機及び航空機用救命無線機の送信設備を除く。）
Ａ３Ｅ	８ｋＨｚ	放送番組の伝送を内容とする国際電気通信業務の通信を行う無線局の無線設備
	１５ｋＨｚ	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
	６ｋＨｚ	前２項のいずれにも該当しない無線局の無線設備（航空機用救命無線機を除く。）
｛Ｃ３Ｆ ｛Ｆ３Ｅ	６ＭＨｚ	標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備
Ｄ８Ｅ	１５ｋＨｚ	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
Ｃ９Ｗ	６ＭＨｚ	地上基幹放送局の無線設備
Ｆ１Ｂ Ｆ１Ｄ	０．５ｋＨｚ	１　船舶局及び海岸局の無線設備で、デジタル選択呼出し、狭帯域直接印刷電信、印刷電信又はデータ伝送に使用するもの ２　ラジオ・ブイの無線設備
	１１ｋＨｚ	船舶自動識別装置（チャネル間隔が１２．５ｋＨｚのものに限る。）
	１６ｋＨｚ	船舶自動識別装置（チャネル間隔が２５ｋＨｚのものに限る。）、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用

Ａ２Ｂ Ａ２Ｄ Ａ２Ｎ Ａ２Ｘ		を超え２，２００ヘルツ以下の変調周波数を使用するもの（生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。）
	６ｋＨｚ	１　２６．１ＭＨｚを超え２８ＭＨｚ以下、２９．７ＭＨｚを超え４１ＭＨｚ以下又は１４６ＭＨｚを超え１６２．０３７５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備のうち、データ伝送を行うもの ２　１１８ＭＨｚを超え１４２ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する航空局及び航空機局の無線設備（航空機用救命無線機の送信設備を除く。）
	６．５ｋＨｚ	７５ＭＨｚの周波数の電波を発射する無線標識局の無線設備
	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	２．５ｋＨｚ	前４項のいずれにも該当しない無線局の無線設備（生存艇及び救命浮機及び航空機用救命無線機の送信設備を除く。）
Ａ３Ｅ	８ｋＨｚ	放送番組の伝送を内容とする国際電気通信業務の通信を行う無線局の無線設備
	１５ｋＨｚ	放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
	６ｋＨｚ	前２項のいずれにも該当しない無線局の無線設備（航空機用救命無線機を除く。）
｛Ｃ３Ｆ ｛Ｆ３Ｅ	６ＭＨｚ	標準テレビジョン放送を行う放送局の無線設備
Ｄ８Ｅ	１５ｋＨｚ	放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
Ｃ９Ｗ	６ＭＨｚ	放送局の無線設備
Ｆ１Ｂ Ｆ１Ｄ	０．５ｋＨｚ	１　船舶局及び海岸局の無線設備で、デジタル選択呼出し、狭帯域直接印刷電信、印刷電信又はデータ伝送に使用するもの ２　ラジオ・ブイの無線設備
	１１ｋＨｚ	船舶自動識別装置（チャネル間隔が１２．５ｋＨｚのものに限る。）
	１６ｋＨｚ	船舶自動識別装置（チャネル間隔が２５ｋＨｚのものに限る。）、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用

		位置指示送信装置
	6MHｚ	1，６７３MHｚ、1，６８０MHｚ又は1，６８７MHｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	２ｋHｚ	前各項のいずれにも該当しない無線局（散乱波によつて通信を行うものを除く。）の無線設備
Ｆ２Ａ Ｆ２Ｂ Ｆ２Ｄ Ｆ２Ｎ Ｆ２Ｘ	８．５ｋHｚ	１　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　８１０MHｚを超え９６０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	１６ｋHｚ	１　５４MHｚを超え７０MHｚ以下又は１４２MHｚを超え１６２．０３７５MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　９０３MHｚを超え９０５MHｚ以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 ３　1，２１２MHｚを超え2，６９０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	２００ｋHｚ	地上基幹放送局の無線設備
	４００ｋHｚ	９４０MHｚを超え９６０MHｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	6MHｚ	1，６７３MHｚ，1，６８０MHｚ又は1，６８７MHｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	３ｋHｚ	前各項のいずれにも該当しない無線局の無線設備
Ｆ２Ｃ	８．５ｋHｚ	１　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　８１０MHｚを超え９６０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
Ｆ３Ｃ	１６ｋHｚ	１　５４MHｚを超え７０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 ２　１４２MHｚを超え１６２．０３７５MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ３　1，２１５MHｚを超え2，６９０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
Ｆ２Ｅ	２００ｋHｚ	地上基幹放送局の無線設備

		位置指示送信装置
	6MHｚ	1，６７３MHｚ、1，６８０MHｚ又は1，６８７MHｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	２ｋHｚ	前各項のいずれにも該当しない無線局（散乱波によつて通信を行うものを除く。）の無線設備
Ｆ２Ａ Ｆ２Ｂ Ｆ２Ｄ Ｆ２Ｎ Ｆ２Ｘ	８．５ｋHｚ	１　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　８１０MHｚを超え９６０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	１６ｋHｚ	１　５４MHｚを超え７０MHｚ以下又は１４２MHｚを超え１６２．０３７５MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　９０３MHｚを超え９０５MHｚ以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 ３　1，２１２MHｚを超え2，６９０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	２００ｋHｚ	放送局の無線設備
	４００ｋHｚ	９４０MHｚを超え９６０MHｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	6MHｚ	1，６７３MHｚ，1，６８０MHｚ又は1，６８７MHｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	３ｋHｚ	前各項のいずれにも該当しない無線局の無線設備
Ｆ２Ｃ	８．５ｋHｚ	１　３３５．４MHｚを超え４７０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　８１０MHｚを超え９６０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
Ｆ３Ｃ	１６ｋHｚ	１　５４MHｚを超え７０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 ２　１４２MHｚを超え１６２．０３７５MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ３　1，２１５MHｚを超え2，６９０MHｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
Ｆ２Ｅ	２００ｋHｚ	放送局の無線設備

Ｆ３Ｅ	８．５ｋＨｚ	１　３３５．４ＭＨｚを超え４７０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備（４５０ＭＨｚを超え１６７．５８ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する船上通信設備を除く。） ２　８１０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	１６ｋＨｚ	１　５４ＭＨｚを超え７０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 ２　１４２ＭＨｚを超え１６２．０３７５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ３　４５０ＭＨｚを超え４６７．５８ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する船上通信設備 ４　９０３ＭＨｚを超え９０５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 ５　１，２１５ＭＨｚを超え２，６９０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	２６ｋＨｚ	２５．２１ＭＨｚを超え２７．５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	１００ｋＨｚ	１６２．０３７５ＭＨｚを超え５８５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備
	２００ｋＨｚ	地上基幹放送局及び５４ＭＨｚを超え５８５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	４００ｋＨｚ	９４０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	４０ｋＨｚ	２００ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの
Ｆ７Ｄ Ｆ８Ｄ	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
削除	削除	削除
Ｆ８Ｅ	２００ｋＨｚ	地上基幹放送局及び５４ＭＨｚを超え５８５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の

Ｆ３Ｅ	８．５ｋＨｚ	１　３３５．４ＭＨｚを超え４７０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備（４５０ＭＨｚを超え１６７．５８ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する船上通信設備を除く。） ２　８１０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	１６ｋＨｚ	１　５４ＭＨｚを超え７０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 ２　１４２ＭＨｚを超え１６２．０３７５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ３　４５０ＭＨｚを超え４６７．５８ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する船上通信設備 ４　９０３ＭＨｚを超え９０５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 ５　１，２１５ＭＨｚを超え２，６９０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	２６ｋＨｚ	２５．２１ＭＨｚを超え２７．５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	１００ｋＨｚ	１６２．０３７５ＭＨｚを超え５８５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備
	２００ｋＨｚ	放送局及び５４ＭＨｚを超え５８５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	４００ｋＨｚ	９４０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	４０ｋＨｚ	２００ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの
Ｆ７Ｄ Ｆ８Ｄ	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
Ｆ７Ｗ	２７ＭＨｚ	放送衛星局の無線設備
Ｆ８Ｅ	２００ｋＨｚ	放送局及び５４ＭＨｚを超え５８５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備

		無線設備
	４００ｋＨｚ	９４０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
Ｆ９Ｄ	6ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
Ｆ９Ｗ	２００ｋＨｚ	地上基幹放送局の無線設備
	２７ＭＨｚ	１１．７ＧＨｚを超え１２．２ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局の無線設備
Ｇ１Ｂ	２０ｋＨｚ	４０６ＭＨｚから４０６．１ＭＨｚまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第４５条の３の５に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
Ｇ７Ｗ	削る	削る
	２７ＭＨｚ	狭帯域衛星基幹放送局及び高度狭帯域衛星基幹放送局の無線設備
	３４．５ＭＨｚ	１１．７ＧＨｚを超え１２．２ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局並びに１２．２ＧＨｚを超え１２．７５ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備
Ｈ２Ａ Ｈ２Ｂ Ｈ２Ｄ Ｈ２Ｘ	３ｋＨｚ	海上移動業務の無線局の無線設備で１，０００ヘルツを超え２，２００ヘルツ以下の変調周波数を使用するもの（生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。）
	１．５ｋＨｚ	前項に該当しない無線局の無線設備（生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。）
Ｈ３Ｅ	４．５ｋＨｚ	地上基幹放送局の無線設備
	３ｋＨｚ	前項に該当しない無線局の無線設備
Ｊ２Ｃ Ｊ３Ｃ	３ｋＨｚ	２８ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備
Ｊ２Ｄ	２．８ｋＨｚ	２２ＭＨｚ以下の周波数（航空移動（Ｒ）業務の周波数に限る。）の電波を使用する航空機局の無線設備
Ｊ３Ｅ	７．５ｋＨｚ	放送中継を行う固定局の無線設備

	４００ｋＨｚ	９４０ＭＨｚを超え９６０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
Ｆ９Ｄ	6ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
Ｆ９Ｗ	２００ｋＨｚ	放送局の無線設備
	２７ＭＨｚ	１１．７ＧＨｚを超え１２．２ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の無線設備
Ｇ１Ｂ	２０ｋＨｚ	４０６ＭＨｚから４０６．１ＭＨｚまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第４５条の３の５に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
Ｇ７Ｗ	２５ＭＨｚ	２，６３０ＭＨｚを超え２，６５５ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する放送衛星局又は衛星補助放送を行う無線局
	２７ＭＨｚ	狭帯域放送衛星局及び高度狭帯域放送衛星局の無線設備
	３４．５ＭＨｚ	１１．７ＧＨｚを超え１２．２ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する放送衛星局並びに１２．２ＧＨｚを超え１２．７５ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する広帯域放送衛星局又は高度広帯域放送衛星局の無線設備
Ｈ２Ａ Ｈ２Ｂ Ｈ２Ｄ Ｈ２Ｘ	３ｋＨｚ	海上移動業務の無線局の無線設備で１，０００ヘルツを超え２，２００ヘルツ以下の変調周波数を使用するもの（生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。）
	１．５ｋＨｚ	前項に該当しない無線局の無線設備（生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。）
Ｈ３Ｅ	４．５ｋＨｚ	放送局の無線設備
	３ｋＨｚ	前項に該当しない無線局の無線設備
Ｊ２Ｃ Ｊ３Ｃ	３ｋＨｚ	２８ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備
Ｊ２Ｄ	２．８ｋＨｚ	２２ＭＨｚ以下の周波数（航空移動（Ｒ）業務の周波数に限る。）の電波を使用する航空機局の無線設備
Ｊ３Ｅ	７．５ｋＨｚ	放送中継を行う固定局の無線設備

	３ｋＨｚ	前項に該当しない無線局の無線設備
Ｋ２Ｄ Ｐ０Ｎ	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
Ｒ３Ｅ	３ｋＨｚ	
Ｖ１Ｄ	６ＭＨｚ	１　１，６７３ＭＨｚ、１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備 ２　ＡＣＡＳ（モードＳの質問信号を使用するものを除く。）
	１４．５ＭＨｚ	１　ＡＴＣトランスポンダ ２　基準信号送信設備 ３　ノントランスポンダ
	４０ＭＨｚ	１　ＳＳＲ（モードＳの質問信号を使用するものに限る。） ２　ＡＣＡＳ（モードＳの質問信号を使用するものに限る。） ３　質問信号送信設備
Ｖ１Ｘ	１．５ＭＨｚ	機上ＤＭＥ
Ｖ３Ｄ	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
ＶＸＸ	１．５ＭＨｚ	地上ＤＭＥ
ＷＸＸ	７００ｋＨｚ	ＭＬＳ角度系
Ｘ７Ｗ	５．７ＭＨｚ	地上基幹放送局の無線設備

第２～第３１　（略）

第３２　Ｘ７Ｗ電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、（６，０００／１４×ｎ＋３８．４８）ｋＨｚを小数点以下切り上げた値とする。ただし、ｎはデジタル放送の標準方式第１１条第３項のＯＦＤＭフレームに含まれるＯＦＤＭセグメントの数とする。

第３３～第５４　（略）

第５５　Ｘ７Ｗ電波を使用するマルチメディア放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

１　デジタル放送の標準方式第４章第１節に規定する放送を行うもの

	３ｋＨｚ	前項に該当しない無線局の無線設備
Ｋ２Ｄ Ｐ０Ｎ	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
Ｒ３Ｅ	３ｋＨｚ	
Ｖ１Ｄ	６ＭＨｚ	１　１，６７３ＭＨｚ、１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備 ２　ＡＣＡＳ（モードＳの質問信号を使用するものを除く。）
	１４．５ＭＨｚ	１　ＡＴＣトランスポンダ ２　基準信号送信設備 ３　ノントランスポンダ
	４０ＭＨｚ	１　ＳＳＲ（モードＳの質問信号を使用するものに限る。） ２　ＡＣＡＳ（モードＳの質問信号を使用するものに限る。） ３　質問信号送信設備
Ｖ１Ｘ	１．５ＭＨｚ	機上ＤＭＥ
Ｖ３Ｄ	６ＭＨｚ	１，６７３ＭＨｚ，１，６８０ＭＨｚ又は１，６８７ＭＨｚの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
ＶＸＸ	１．５ＭＨｚ	地上ＤＭＥ
ＷＸＸ	７００ｋＨｚ	ＭＬＳ角度系
Ｘ７Ｗ	５．７ＭＨｚ	放送局の無線設備

第２～第３１　（略）

第３２　Ｘ７Ｗ電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、（６，０００／１４×ｎ＋３８．４８）ｋＨｚを小数点以下切り上げた値とする。ただし、ｎはデジタル放送の標準方式第１１条第３項のＯＦＤＭフレームに含まれるＯＦＤＭセグメントの数とする。

第３３～第５４　（略）

第５５　Ｘ７Ｗ電波を使用するマルチメディア放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

１　デジタル放送の標準方式第３章の２第１節に規定する放送を行うもの

６，０００／１４×ｎ＋３８．４８ｋＨｚの小数点以下を切り上げた値
ただし、ｎはデジタル放送の標準方式第２８条第２項のＯＦＤＭフレームに含まれるＯＦＤＭセグメントの数とする。
２　デジタル放送の標準方式第４章第２節に規定する放送を行うもの
デジタル放送の標準方式第３５条第１項の周波数帯幅
第５６～第５９　（略）

別表第三号（第７条関係）

１　この別表において使用する用語の意義は、次のとおりとする。
（１）「スプリアス発射の強度の許容値」とは、無変調時において給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力により規定される許容値をいう。
（２）「不要発射の強度の許容値」とは、変調時において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局、３０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は３０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。）にあつては、尖頭電力）により規定される許容値をいう。ただし、別に定めがあるものについてはこの限りでない。
（３）「搬送波電力」とは、施行規則第２条第１項第７１号に規定する電力をいう。ただし、デジタル変調方式等のように無変調の搬送波が発射できない又は実数零点単側波帯変調方式のように搬送波が低減されている場合は、変調された搬送波の平均電力をいう。
（４）「参照帯域幅」とは、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を規定するための周波数帯域幅をいう。
（５）「ＢＮ」とは、帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数を算出するために用いる必要周波数帯幅をいう。この場合における必要周波数帯幅は、占有周波数帯幅の許容値とする。ただし、次に掲げる場合の必要周波数帯幅は、次のとおりとする。
ア　チャネル間隔が規定されているものの必要周波数帯幅は、チャネル間隔とすることができる。
イ　指定周波数帯が指定されているものの必要周波数帯幅は、指定周波数帯の値とすることができる。
ウ　単一の電力増幅部により複数の主搬送波に対して給電を行う共通増幅方式の送信設備であつて、複数の連続した搬送波（均一又は等間隔に配置される場合に限る。）に対して共通増幅を行うもの（地上基幹放送局の送信設備を除く。）の必要周波数帯幅は、次式による値とすることができる。
Ｂｏ＝ｂｏ＋（ｍ―１）△Ｆ
Ｂｏ：１のシステム当たりの必要周波数帯幅
ｂｏ：１の搬送波当たりの占有周波数帯幅の許容値
ｍ：搬送波数

６，０００／１４×ｎ＋３８．４８ｋＨｚの小数点以下を切り上げた値
ただし、ｎはデジタル放送の標準方式第２２条の５第２項のＯＦＤＭフレームに含まれるＯＦＤＭセグメントの数とする。
２　デジタル放送の標準方式第３章の２第２節に規定する放送を行うもの
デジタル放送の標準方式第２２条の１２第１項の周波数帯幅
第５６～第５９　（略）

別表第三号（第７条関係）

１　この別表において使用する用語の意義は、次のとおりとする。
（１）（同上）
（２）「不要発射の強度の許容値」とは、変調時において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局、３０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は３０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。）にあつては、尖頭電力）により規定される許容値をいう。ただし、別に定めがあるものについてはこの限りでない。
（３）（同上）
（４）（同上）
（５）（同上）
ア　（同上）
イ　（同上）
ウ　単一の電力増幅部により複数の主搬送波に対して給電を行う共通増幅方式の送信設備であつて、複数の連続した搬送波（均一又は等間隔に配置される場合に限る。）に対して共通増幅を行うもの（放送局の送信設備を除く。）の必要周波数帯幅は、次式による値とすることができる。
Ｂｏ＝ｂｏ＋（ｍ―１）△Ｆ
Ｂｏ：１のシステム当たりの必要周波数帯幅
ｂｏ：１の搬送波当たりの占有周波数帯幅の許容値
ｍ：搬送波数

△Ｆ：１の搬送波の中央の周波数と隣接する搬送波の中央の周波数の差

（６）「ｆｃ」とは、中心周波数（必要周波数帯幅の中央の周波数）をいう。

２～４　（略）

５　地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

（１）中波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）及び３に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
５０ｍW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より４０ｄＢ低い値	５０ｍW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より５０ｄＢ低い値

（２）短波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、２（１）及び（３）並びに３に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値,帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値,スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
５０ｍW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より４０ｄＢ低い値	５０ｍW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より５０ｄＢ低い値

イ　帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

（ア）　Ａ３Ｅ電波を使用するもの

ｆｃ（±）２２．５ｋＨｚ

（イ）　Ｈ３Ｅ電波を使用するもの

ｆｃ（±）１１．２５ｋＨｚ

（３）超短波放送（デジタル放送を除く。）、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

△Ｆ：１の搬送波の中央の周波数と隣接する搬送波の中央の周波数の差

（６）「ｆｃ」とは、中心周波数（必要周波数帯幅の中央の周波数）をいう。

２～４　（略）

５　放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

（１）中波放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）及び３に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
５０ｍW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より４０ｄＢ低い値	５０ｍW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より５０ｄＢ低い値

（２）短波放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、２（１）及び（３）並びに３に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア　（同上）

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
５０ｍW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より４０ｄＢ低い値	５０ｍW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より５０ｄＢ低い値

イ　（同上）

（３）超短波放送（デジタル放送を除く。）、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
２５０Ｗを超えるもの	１ｍＷ以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値	１ｍＷ以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より７０ｄＢ低い値
１Ｗを超え２５０Ｗ以下		２５μＷ以下
１Ｗ以下	１００μＷ以下	

（４）超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
５００Ｗを超えるもの	１ｍＷ以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値	基本周波数の平均電力より７０ｄＢ低い値
１Ｗを超え５００Ｗ以下		５０μＷ以下
１Ｗ以下	１００μＷ以下	

（５）標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、マルチメディア放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備（１１．７ＧＨｚから１２．２ＧＨｚまでの周波数の電波を使用するものを除く。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
９０ＭＨｚを超え１０８ＭＨｚ以下及び１７０ＭＨｚを超え２２２ＭＨｚ以下	４２Ｗを超えるもの	１ｍＷ以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値。ただし、マルチメディア放送を行う地上基幹放送局は１ｍＷ以下であり、かつ、基本周波数の平均電	１ｍＷ以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値。ただし、マルチメディア放送を行う地上基幹放送局は１ｍＷ以下であり、かつ、基本

（同上）

（４）超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局の送信設備（衛星補助放送を行うものを除く。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

（同上）

（５）標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、マルチメディア放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の送信設備（１１．７ＧＨｚから１２．２ＧＨｚまでの周波数の電波を使用するものを除く。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
９０ＭＨｚを超え１０８ＭＨｚ以下及び１７０ＭＨｚを超え２２２ＭＨｚ以下	４２Ｗを超えるもの	１ｍＷ以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値。ただし、マルチメディア放送を行う放送局は１ｍＷ以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より６	１ｍＷ以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値。ただし、マルチメディア放送を行う放送局は１ｍＷ以下であり、かつ、基本周波数の

		力より６０ｄＢ低い値。	周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値。
	１．６８Ｗを超え４２Ｗ以下		２５μＷ以下
	１．６８Ｗ以下	１００μＷ以下	
４７０ＭＨｚを超え７７０ＭＨｚ以下	４２Ｗを超えるもの	２０ｍＷ以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値	１２ｍＷ以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値
	１．６８Ｗを超え４２Ｗ以下	２５μＷ以下	２５μＷ以下
	１．６８Ｗ以下	１００μＷ以下	

注　マルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除き、空中線電力は、映像送信設備の尖頭電力の値とする。

（６）標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及び４７０ＭＨｚを超え７１０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が８ｋＷを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第４号の８の８に規定する値を準用する。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
２５Ｗを超えるもの	２０ｍＷ以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値	１２ｍＷ以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値
１Ｗを超え２５Ｗ以下	２５μＷ以下	２５μＷ以下
１Ｗ以下	１００μＷ以下	

		０ｄＢ低い値。	平均電力より６０ｄＢ低い値。
	１．６８Ｗを超え４２Ｗ以下		２５μＷ以下
	１．６８Ｗ以下	１００μＷ以下	
４７０ＭＨｚを超え７７０ＭＨｚ以下	４２Ｗを超えるもの	２０ｍＷ以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値	１２ｍＷ以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より６０ｄＢ低い値
	１．６８Ｗを超え４２Ｗ以下	２５μＷ以下	２５μＷ以下
	１．６８Ｗ以下	１００μＷ以下	

注　マルチメディア放送を行う放送局を除き、空中線電力は、映像送信設備の尖頭電力の値とする。

（６）標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局及び４７０ＭＨｚを超え７１０ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が８ｋＷを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第４号の８の８に規定する値を準用する。

（同上）

６　～３７　（略）

３８　２８ＭＨｚ以下のＨ３Ｅ電波、Ｊ３Ｅ電波又はＲ３Ｅ電波を使用する無線局の送信設備（航空移動業務の無線局、地上基幹放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信設備を除く。）の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）及び３に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

割当周波数からの周波数間隔	帯域外領域における不要発射の強度の許容値
１．５ｋＨｚ超え４．５ｋＨｚ以下	基本周波数の尖頭電力より３１ｄＢ低い値
４．５ｋＨｚ超え７．５ｋＨｚ以下	基本周波数の尖頭電力より３８ｄＢ低い値
７．５ｋＨｚ超えるもの	５０ｍＷ以下であり、かつ、基本周波数の尖頭電力より４３ｄＢ低い値

３９～５２　（略）

別表第四号（第１２条関係）

電波の型式別空中線電力の換算比の表

電波の型式	変調の特性	換算比			備考
		搬送波電力（ｐＺ）	平均電力（ｐＹ）	尖頭電力（ｐＸ）	
Ａ１Ａ Ａ１Ｂ Ａ１Ｃ Ａ１Ｄ			０．５	１	
Ａ２Ａ Ａ２Ｂ	１　変調用可聴周波数の電鍵操作	１	１．２５	４	
	２　変調波の電鍵操作	１	０．７５	４	
Ａ２Ｃ		１	１	４	
Ａ２Ｄ	１　変調用可聴周波	１	１．２５	４	

６　～３７　（略）

３８　２８ＭＨｚ以下のＨ３Ｅ電波、Ｊ３Ｅ電波又はＲ３Ｅ電波を使用する無線局の送信設備（航空移動業務の無線局、放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信設備を除く。）の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、２（１）及び３に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

（同上）

３９～５２　（略）

別表第四号（第１２条関係）

電波の型式別空中線電力の換算比の表

電波の型式	変調の特性	換算比			備考
		搬送波電力（ｐＺ）	平均電力（ｐＹ）	尖頭電力（ｐＸ）	
Ａ１Ａ Ａ１Ｂ Ａ１Ｃ Ａ１Ｄ			０．５	１	
Ａ２Ａ Ａ２Ｂ	１　変調用可聴周波数の電鍵操作	１	１．２５	４	
	２　変調波の電鍵操作	１	０．７５	４	
Ａ２Ｃ		１	１	４	
Ａ２Ｄ	１　変調用可聴周波	１	１．２５	４	

	数の電鍵操作				
	2　変調波の電鍵操作	1	0．７５	4	
A３C A３E		1	1	4	
A３X			0．４	1	航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機に限る。
B７B B７D			0．０７５	1	
B８E			0．０７５	1	
C３F			1	1．６８	地上基幹放送局に限る。注３参照
D８E		1	1	4	
H３E			0．５	1	地上基幹放送局に限る。注４参照
J２C J３C			0．１６	1	
J３E			0．１６	1	注５参照
K１B K１D			0．５	1／d	
K２B K２D	1　変調用可聴周波数の電鍵操作		1．２５	4／d	
	2　変調波の電鍵操作		0．７５	4／d	
K３E K８E			1	4／d	
L２B L２D	1　変調用可聴周波		1	1／d	

	数の電鍵操作				
	2　変調波の電鍵操作	1	0．７５	4	
A３C A３E		1	1	4	
A３X			0．４	1	航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機に限る。
B７B B７D			0．０７５	1	
B８E			0．０７５	1	
C３F			1	1．６８	放送局に限る。 注３参照
D８E		1	1	4	
H３E			0．５	1	放送局に限る。 注４参照
J２C J３C			0．１６	1	
J３E			0．１６	1	注５参照
K１B K１D			0．５	1／d	
K２B K２D	1　変調用可聴周波数の電鍵操作		1．２５	4／d	
	2　変調波の電鍵操作		0．７５	4／d	
K３E K８E			1	4／d	
L２B L２D	1　変調用可聴周波		1	1／d	

	数の電鍵操作				
	2　変調波の電鍵操作		0．5	1／d a	
L３E L８E			1	1／d a	
M２B M２D	1　変調用可聴周波数の電鍵操作		1	1／d a	
	2　変調波の電鍵操作		0．5	1／d a	
M３E M８E			1	1／d a	
P０N			1	1／d	
R２C R３C			0．１４	1	
R３E			0．１４	1	注５参照
R７B R７D			0．１４	1	

注
　１～５　（略）

別表第五号　（略）
別表第六号　（略）

別表第四号の八から別表第四号の八の三まで　削除

	数の電鍵操作				
	2　変調波の電鍵操作		0．5	1／d a	
L３E L８E			1	1／d a	
M２B M２D	1　変調用可聴周波数の電鍵操作		1	1／d a	
	2　変調波の電鍵操作		0．5	1／d a	
M３E M８E			1	1／d a	
P０N			1	1／d	
R２C R３C			0．１４	1	
R３E			0．１４	1	注５参照
R７B R７D			0．１４	1	

注
　１～５　（略）

別表第五号　（略）
別表第六号　（略）

別図第四号の八　原始信号における同期信号の波形の許容範囲（第37条の27の２第１項関係）

(1) 水平同期信号

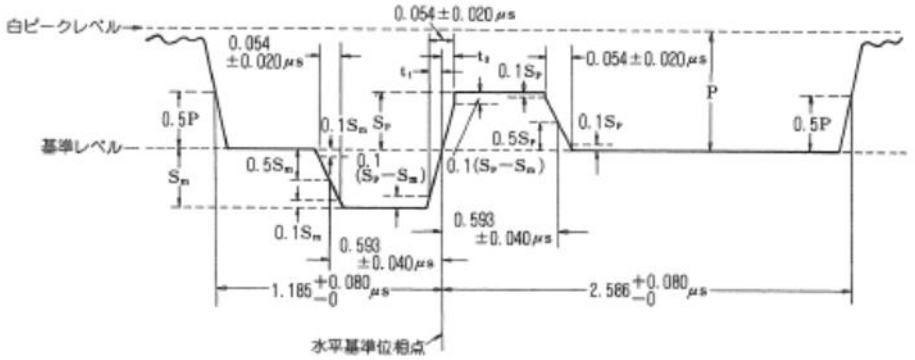

注１　「Ｐ」は、輝度信号の基準レベルから白ピークレベルまでの振幅を示す。

２　「Ｓp」及び「Ｓm」は、それぞれ正極性及び負極性の同期信号の基準レベルからの振幅を示す。

３　Ｐ、Ｓp及びＳmの相対振幅の基準値は、３Ｐ=７Ｓp=７Ｓmとする。

４　$t_1 - t_2$の絶対値の最大値は、0.002μｓとする。

(2)　垂直同期信号

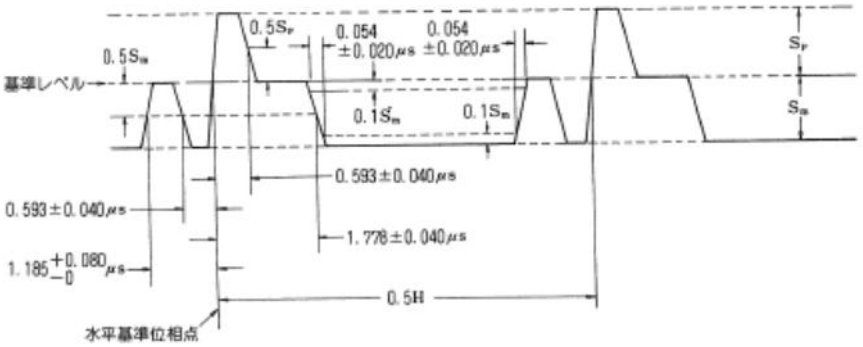

注１　「Ｈ」は、１つの走査線の初めから次の走査線の初めまでの時間を示す。

２　図は、１Ｈ期間における垂直同期信号の波形を示す。

別図第四号の八の二　多重信号の低域ろ波器の周波数特性（第 37 条の 27 の２第３項関係）

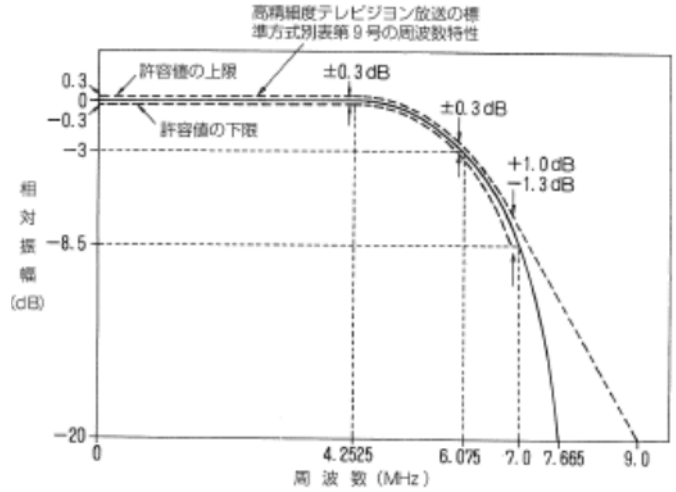

別図第四号の八の三　送信設備の総合周波数特性（第 37 条の 27 の４関係）

(1) 理想的な振幅特性

周波数(MHz)	周波数特性の相対振幅
$f \leqq f_L$	1
$f_L < f < f_U$	$\sqrt{0.5\left(1+\cos\frac{f-f_L}{f_U-f_L}\pi\right)}$
$f \geqq f_U$	0

注１　ｆは、変調周波数とする。

２　f_Lは、f_cの（１－η）倍とする。

この場合、ηはロールオフ率を表し、その値は 0.1 とし、f_cは遮断周波数を表し、8.1MHz とする

３　πは。円周率とする。

(2) 振幅特性の許容偏差

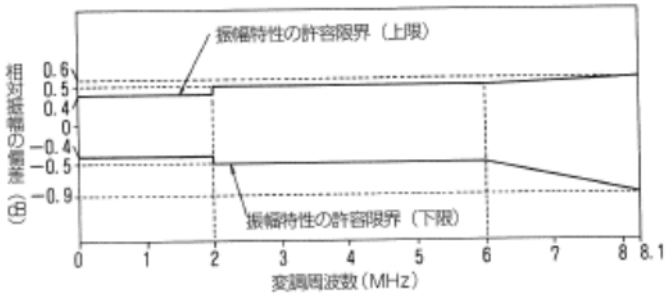

注　相対振幅の偏差は、(1)に示す理想的な振幅特性の曲線を０デシベルとしたときの偏差とする。

(3) 群遅延時間特性

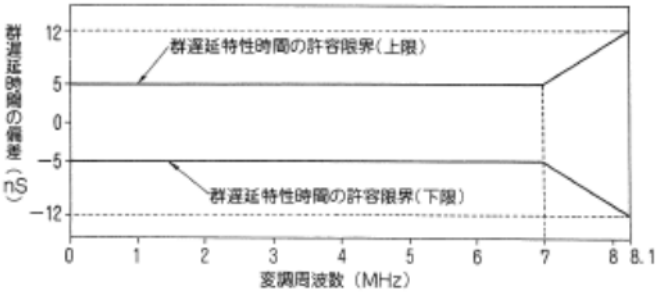

注　群遅延時間特性は、変調周波数 8.1MHz まで一定の群遅延時間であるものとし、その許容偏差は、指針として、図の範囲内とする。

別図第四号の八の四　音声送信装置の総合周波数特性（第 37 条の 27 の５第１号関係）

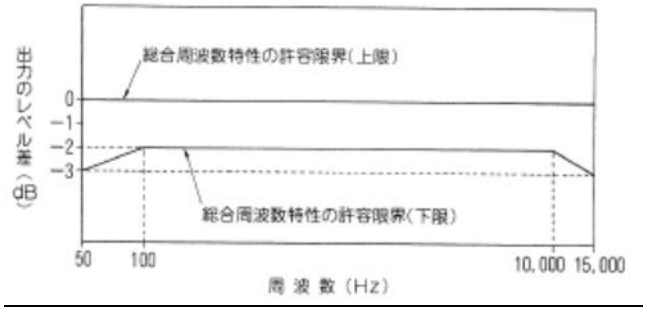

別図第四号の八の九　削除

別図第四号の八の九　搬送波の変調スペクトルの許容範囲（第三十七条の二十七の十三第二項関係）

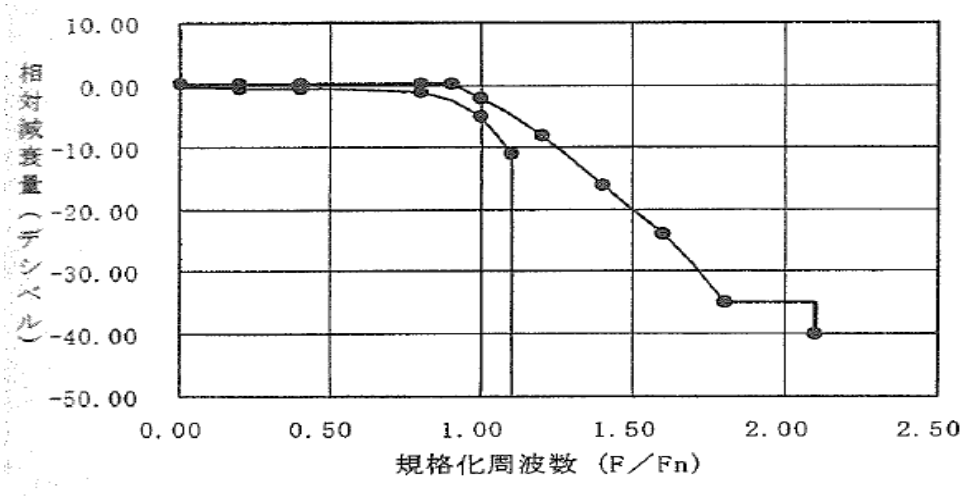

注　Ｆは周波数を表し、Ｆｎはナイキスト周波数を表す。

規格化周波数（Ｆ／Ｆｎ）	相対減衰量（デシベル）	規定の種類
０．０	＋０．２５	上限
	－０．２５	下限
０．２	＋０．２５	上限
	－０．４０	下限
０．４	＋０．２５	上限
	－０．４０	下限
０．８	＋０．２５	上限
	－１．１０	下限
０．９	＋０．２５	上限
１．０	－２．００	上限
	－５．００	下限
１．１	－１１．００	上限
１．２	－８．００	上限
１．４	－１６．００	上限

１．６	－２４．００	上限
１．８	－３５．００	上限
２．１２	－４０．００	上限

別図第四号の八の十　削除

別図第四号の八の十　アパーチャ補正（第三十七条の二十七の十三第三項）

$$（アパーチャー補正）＝\frac{X}{\sin X}$$

$$X＝\frac{\pi F}{2Fn}$$

Ｆｎ＝8.192MHz

注　πは円周率を、Ｆは周波数を、Ｆｎはナイキスト周波数を表す。